

監獄協會雜誌

第貳拾六卷
第六號

明治二十一年五月創刊 第一回（二十回發行）

六月二十回發行

監獄協會雜誌第二十六卷第六號目次

○論 說……………(一頁) ○林……………(四九頁)

○免囚保護獎勵金に就て……………
○結社の若くは集合的犯罪の傾向に對する刑事政策
策論(承前第二十)…………… 佛國法學博士 原 夫次郎
演(六卷第五號)…………… (一五頁)

○講 演……………
○輸出獎勵と輸入防止に就て(承前)……………
農商務省商品陳列館長 鶴見左吉雄…………… (五三頁)

○資 料……………
○一九一一年より一九一二年に亘る年度に於ける
ぶろいせんの懲役囚……………
○腸管の狹窄が異物(蠅虫、糞便)の蓄積により假
性閉塞を來せる患者の一例につきて…………… 宮城 小野 豐三郎…………… (三三頁)

○修 養……………
○看守の體力と意志…………… 尾 原 靜 乘…………… (四三頁)

○統 計……………
○大正二年四月末日現在在監人員表……………
○大正二年四月末日現在在受刑者罪名表……………
○大正二年四月末日現在在監人員監獄別表……………

○寄 書……………
○格言に就て…………… 伊 藤 生…………… (五三頁)

○保 護……………
○愛知慈惠會近狀…………… 前 橋 通 信…………… (六八頁)

○叙 任……………
○巴拉ナス患者の發生 ○前途を悲觀して縮死す ○又縮死
○司法省監獄公文…………… (八二頁)

○會 報……………
○終身刑囚徒の心理……………
○實淫……………
○監獄衛生叢談…………… 金澤 實 樂 生…………… (八五頁)

監獄協會雜誌第貳拾六卷第六號

論

△論

説

免囚保護獎勵金に就て

免囚保護事業の發達に伴ふて犯罪者の數を減少せしは歐米各國の既に經驗せし所たり是に於てか國家か之に獎勵を加へて益其發達を期する必要起る所以なりとす

我司法省に於ては明治四十年年度以降年々其豫算に免囚保護獎勵費を計上し全國幾多の保護會に對し事業の成績等を參酌調査して各若干の獎勵金を下附せらる而して最初は金額壹萬圓に過ぎざりしか獎勵の宜しきを得たるご時勢の推移とは漸次保護事業の經營者を増加せるを以て昨年度よりは之を増加して金三萬圓を計上し議會の協賛を経て愈之れが獎勵に盡力せられしは洵に時機に適したる

處置と謂ふべし

然れども獎勵費は國家が事業の發達を企望するに因り行政上より之れが助長扶掖の勞を取るに過ぎず即ち獎勵金は其事業經費の幾部たるべきものにして其全部たるべきものに非らず然れば各保護會たるものは徒らに獎勵金の下附に甘んずること無く社會一般の同情と援助とを受け少くも經費の大半は之を會員の會費其他の義捐に竣たざる可らず固より之れが爲め保護會が相當の努力奮闘とを爲すべきは當然の任務なるのみ而して此努力は常に資金の調達に利ある而已にあらす併せて保護思想を普及し又將來事業經營上に幾多の便宜を齎し得べし吾人は多數ある我保護會中單に殆んど獎勵金のみを經費の目的として事業の經營を爲すものあるやを耳にせり若し果して事實とせば誤解も亦甚しと謂ふ可きなり英國に於て往年獎勵金に就き保護會は其經費の半額以上を一般の寄附に依りて支辨し得るものに非ざれば獎勵金を下附せざるの制限を設定せし事ありたり其理由は保護會の努力を促がし慈善的思想を民間に弘布せしむるにありしと云ふ我邦の保護會に對しては經費支出上に關し典獄の監督を受けしむる外何等の

條件之れ無しと雖ども保護會たるもの斯る制限の無きに甘んせず努力して會員其他一般義捐の募集を始め會務の擴張に盡瘁すべきなり

會務の擴張に就ても其最も緊切を感ずるは保護事業の主任其人を得るに在り而して保護主任は之を有給にすべきや又無給にすべきやは議論の存する所なりと雖ども有給とするの寧ろ利益なるは英國等の經驗せし所なり吾人は我保護會が適當の有給主任を置き専ら内外の事務に當らしめ大に活躍すべきを勸告せんす無給若くは最も極めて薄給の主任に依頼して何等活動の見るべき無く而して獎勵費又は義捐金の如きも之を蓄積利殖し徒に資金の充實に誇るが如きは取らざる所たり思はざる可けんや

人或は曰はく保護事業に義捐を求むるは事の至難なるものなり而して其勞苦と卑屈とは物を人の門前に乞ふに類せりと世人の冷淡歎すべく當事者の勞察すべきなり出獄人と云へば猶之を蛇蝎視するは免れ難き人情なり人情の好まざる所に向て人の同情を要請する其困難なること知るべし然れども斯る慈善的事业に従事する者は既に初より犠牲的精神を以て社會の爲めに貢獻するものにして多

少の困難と屈辱の如きは之を忍ばざる可らず此膝は容易に屈せざるも同胞の爲めには之を厭はざるの精神を以て之に臨まば所謂勞苦と卑屈とは却て我名譽なりとする所にあらずや況してや一般世人の斯事業に冷淡なるも免因保護事業の何物たるを了得せざるに坐するにあり是れ亦吾人の諒察せざる可らざる所なり惟ふに出獄人保護の目的は出獄人を監督指導して良民に歸せしむるに在ると與に社會の害惡を防止して吾人の平和幸福を増進せんとするにあり今日の社會政策若くは刑事政策より觀れば其目的は出獄人を保護せんよりも寧ろ社會を保護せんとするに在り故に單に之を以て慈善的事業と云はんよりは社會的事業と云ふの一層痛切なるを覺ゆべし苟も此見地に立ちて人に説く宜しく正々堂々たるべし何んぞ歎願哀訴を要せんや若し犯罪の原因動機、犯罪の國家社會に及ぼす危害、刑罰の犯罪人に與ふる効果を擧げて説明す苟も常識あるものは何人も其必要缺く可らざるを悟了すべし斯の如くして世人の迷想も氷解すべし何んぞ勞苦と屈辱とを云爲して躊躇逡巡す可けんや之を要するに我保護會は獎勵金に依頼して會員及一般義捐金の募集に努めざるが如き有らば獨り獎勵費を設置せられ

たる趣旨に非ざるのみならず又斯業の隆昌を將來に期する所以にあらず吾人は我保護事業の經營者が將來奮ふて内、會務の整理擴張に精勵すると同時に外、一般世人に對し保護思想の普及を圖り以て斯業の發揚活躍を期せらるゝことを切望して息まざるなり

結社的若くは集合的犯罪の傾向に對する

刑事政策論

(承第二十六卷
第五號)

佛國法學博士 原 夫 次 郎

世人は一般に企謀計畫せられたる犯罪にして未だ實現するに至らざる場合は之を所罰せざる可きを言ふ然るに若し其存在自體に於て危險性を有する夫の犯罪的結社若くは集合體の構成事實あらんか若くは進んで其構成せられたる犯罪的結社若くは集合體が其和合一致に依りて完全なる犯罪執行を感得せしめたる事實あらんか若くは更らに進んで其犯罪的結社若くは集合體が眞に有形的行爲

に依りて既に外部に其犯罪實行を發表せられたる事實あらんか總て此等の事實は所罰せらる可く又所罰せられざる可からざるが如しと雖も是れ唯理論上のこと而已活社會に於ける事の實際に在りては此等の多數結合者に依りて發展せられたる有形的外部の行爲は其確的な證明を爲し得ざるか爲め殆んど常に其責任を免脱せらるゝの結果を生ずるを例とす若し夫れ其發表行爲にして單に二人者の間に結合せられたるものならんか之れが證明は難からざるを以て其結果は常に二人者の間に結合せられたる犯罪的結合體を所罰し尙ほ未だ犯罪を犯すに至らざる二人者の單純なる和合を檢舉するに至り極めて不公平の結果を生ず可し是れ豈に立法者の期する所ならんや如此檢舉と裁判とは疑惑非理の展示にして立法者は常に斯かる司法的談判を惹起するなきやを憂慮するか故に豫め法律は夫の國事に關する陰謀罪の概念をすら最も狹隘に制限し多數陰謀者か凝集の構成體に依りて公共の安寧秩序を紊亂し若くは政府を顛覆し邦土を潜竊せんことを照準する等總て此等重大なる法益侵害を目的とする場合に限り而して一旦其犯罪を實行したる場合は勿論其未だ犯罪を實行するに至らざる場合に在り

ても其目的下の結合體其ものゝ存在が既に社會を脅迫すると認むる場合にあらざれば之を所罰せざる可きを規定したり加之從來此國事に關する陰謀罪訴追の歴史は陰謀者が未だ何等加害行爲を實行するに至らざりし前の單純なる陰謀計畫を訴追せられたる場合に於て社會の耳目は常に却て此訴追の爲めに危懼の念に打たるゝことを示したり

因是觀之予輩は一般犯罪の爲めに其陰謀罪を認め之れを所罰するを以て刑事法學の進歩と看做すこと能はず若し總ての犯罪に陰謀罪を認むるとせば其結果は總ての犯罪干與者を獨立したる犯罪者と爲すに在るのみ是れ須らく熟慮を要する點にして予輩は徒らに新文字に眩惑せられず眼光常に事物の表裏に到徹する底の識者と俱に其非なるを確信し切に其非を鳴さる可からず

如此上來論述する所に基き予輩は尙ほ佛國刑法第二百六十五條以下を改正したる無政府黨員の制取法たる前掲一千八百九十三年の法律か或る確定したる犯罪を犯すことの前に公に二人の共犯者間に結合せられたる一致和合體を罪惡者の結社若くは集合體の如く罰す可きことを思考せず而して該法律起草者も亦單

に人若くは所有權に對する犯罪の目的の爲めに有したる陰謀を罰せんことを期せざりしが如し何となれば毫も之れを欲したるの跡を示さざればなり想ふに起草者は該法律改正の當初我佛國刑法に於て如此大改革を動作し依て以て近世に於ける刑事立法の最も眞實なる傾向に對する反動即ち夫の大逆罪若くは國事犯の如き極めて重大なる犯罪の場合にあらざれば單純なる陰謀を所罰せざりし恰も我古代法の如き法律に歸倣せしむる所の反動的法制を樹立せんとしたるものにはあらざる可し

如此上來説述したる所に依り我佛國特有の此刑事立法の趣旨を演釋し併せて何か故に固有の犯罪を犯罪の協力干與と爲すに就き至難なりしかを簡明概括なる引例に依りて説了したり

於此乎予輩は如此訴追か常に危險にして決して一般國民の感念に一致せざるものたることを論定するに躊躇せざると同時に如此把羅摘抉は縱令其法律規定の嚴存するあるも常に陪審に依りて其適用を制止せられすんは裁判官に依りて其苛禁を避けられ終に其法律規定の存在を疑はるゝに至る可し畢竟するに二人

の共犯者間に結合せられたる連合か果して社會の安寧秩序に現に危險を呈するものなるや否や確固たる證明を爲すことなし是れ前段所論の證據蒐集の難易問題を措て尙ほ此難問に想到するのみならず又未だ單純なる犯罪の意念に過ぎざる狀態を犯罪と爲すことをも想起せざる可からず若し犯罪の目的下に集合構成せられたる結社體若くは一致和合か現に社會に危險を呈するとせは是れ主として其集合體の目的に職由するものにして此集合體の目的こそ實に其の集合員の各自に附着する反社會性より犯罪實行を提議し終に如此集合體全部の犯罪性を惹起するに至りたればなり然れども其結合か世人の信する如く眞に社會に危險を呈することを確知せんか爲めには恐らくは其の各連合者に於て果して其謀議したる所のものを實行し若くは實行の計畫を爲すの勇氣を持するや否や之を確實ならしむるにあらされは未だ以て犯罪目的下の結合か直ちに社會に危害を呈するものなりと速了するを得ざる可し人或は其間の消息を臆測推斷して以て多少眞實らしき理由を附する者なきにあらすど雖も是れ極めて異例の場合を除く外先つ如何に其絶對的確保を求め得きや(？)

予輩は須らく實行したる犯罪を以て其犯人の惡性を測定することに充てんことを欲す而も是れ強ち其爲したる有形行爲の後ち客觀的に其行爲の輕重に依據して其惡性を測定せんとするにはあらずして其爲したる行爲は行爲者の念頭に宿りし惡性情を湧出したるものなれば偶々其顯はしたる行爲に依りて其惡性情を測定し之れに依りて其の刑罰を量定す可きを信せんとす故に夫の二人者若くは多數者か單に犯罪を謀議するに止まりたる單純の事實のみを捕へ來つて直ちに社會の安寧を擾亂する所の犯人の反社會性の現示にして社會既に其危害を蒙りたるものなりとは看做されざる可し若し彼等か其一旦謀議したる所のものを自ら棄てゝ顧みさりせは予輩は彼等か其計畫したる犯罪を遂行する勇氣を有せざりしことを信すると同時に彼等の期したる當初の決意は遂に惡事を實現するの權威なかりしものにして又現に其權威なきものと化し彼等か折角擴大ならしめたる計畫は何等眞摯ならざるものとなり刑罰を以て之れを制禦するを要せざる社會的無害のものたることを了得す可し何人も犯罪を犯す爲めに謀議したる所の者共か其謀議したる所のものを放棄せざるや否やを知らず而して單純なる

犯罪の準備行爲を所罰せざる現今の立法例に於て未だ其準備行爲にすら至らざる犯罪實行より最も遠さかりたる單に犯罪企謀の事實を捕へ來つて之れを問擬せんとするは結局夫の單純なる犯罪の意念を所罰するに等しけん

果して然らば予輩は前掲の佛國刑法規定か罪惡者の結合を所罰す可き場合を極めて嚴正に極めて狹義に解釋し既に幾度か犯罪を繰返し現に累犯に汲々たる所謂職業的犯人より組成せられたる罪惡者の眞の連合か眞に公共の安寧秩序に危害を呈することを立證せられたる場合に局限せんとす而して彼等若し同類黨に加入せんか其加入の事實は確定の事實にして之か司法的立證は關係的に容易に且つ其連合者の或る者に依て實行したる犯罪に於て或る責任を有する連合者を訴追に於て發見し得ることは極めて有益のことたり彼等罪惡者は其連合結社に加入するや固より其連合結社體の爲す可き總ての犯罪に干與協力す可きを誓約したるものと看做す可きに依り無論彼等に對する刑事訴追は其連合結社體の各員か縱令單獨に特別なる犯罪を犯したる場合に在りても敢て之れか立證を爲すに及ばずして唯彼が罪惡の連合結社體の一員たること並に其連合結社體か總

て危險の集合體なることを概括的に立證するを以て足りとす。若し夫れ此照準に則らんか夫の總ての犯罪的結社集合體を罰するに於て正當にして且つ有益なるのみならず又社會の利益は現行各國刑法の大部分の修正を要求し依て以て近世到る所の都會に總て嶄新なる形式下に組成する犯罪の有する結社の集合體的團體を制馭鎮壓するを得るに庶幾らん乎。

然りと雖も爲めに我前掲一千八百九十三年の法律の如き強ち之を廢棄するには及はざる可し何となれば同法の規定する方式は極めて廣汎なるを以て犯罪の目的下に連合したる總ての集合體に及ぼすことを得可ければなり然れども若し實際的的確なる法條を設けんと欲せば有罪と看做され所罰に値す可き連合結社は眞に危險のものにして一般國民も亦等しく之を是認する所のものならず黨に對する佛國現行法は何等精確に且つ本氣なる適用を爲し得るものにあらず偶々之れに依りて試用せられたる若干の刑事訴追は悉く從來失敗に歸したり是れ同法の規定したる意義か餘りに廣汎に且つ一般的に涉るか爲めならずんはあ

らす加之一面に又其豫定刑を過重し有期又は無期の徒刑に加ふるに流謫の刑をも附加するを得せしめたる我一千八百九十三年の法律の欠點は縱令同法制定の當時我佛國內に之れを採用する幾多の狀況ありしとするも爲めに總て同法の活用を失し檢事は常に犯人の或る罪惡者の惡徒黨に加入したる一事を措て他に未だ何等罪惡を實行せざりし所の者に對して如此過重なる刑罰を論告要求することを躊躇し陪審も亦固より其過重の刑を恐れて敢て其有罪の宣言を爲さざるなり

若し夫れ純然たる理論と科學の見地より之を論下せんか如此結社集合體の罪惡的權威は其之れに加入したる總ての者共を最も嚴酷に所罰す可きを要することほど重大なるものなることを言ひ得可しと雖も未だ何等犯すに至らざりし犯罪を誹謗する能わさる者に對して如此過重の刑罰を以て之れを迎ふるは一般國民の耳目に於て之れを認容承服せざるを如何せん之を要するに其之れを罰する所以のものは所謂豫戒的制禦の方法に過ぎずして彼等の罪惡の集合結社體に加入して或は既に犯罪を企畫し或は未だ一定の罪惡を企謀するに至らざるも既に

其團體に投せし以上は早晚犯罪を遂行せずんば已まざる傾向を認識して之れを未然に制馭するに在れば之れか制馭の方法をして有効且つ實際的のものたらしめんと欲せは宜しく其刑罰を寛和ならしめざる可からず但し獨り其累犯者に對しては刑罰の嚴且重たるを要するは勿論時としては其生存を奪ふことをも厭はざる可し

論して茲に至れば予輩は單純なる共謀關係の事實を以て特に刑法中獨立したる異様の新犯罪を創設せんことを希望せずして寧ろ實際的活用の方面に留意し最も正確に此訴追條件を確定し而も現に存する所の有らゆる犯罪的集合結團體を網羅するの規定方法に於て唯被告人の間に於ける其連合結團體の特別的犯罪を爲すことに付て希望するのみ是れ此種の犯人は殊に法網を脱するに巧妙精緻を致し總て他の現在の刑事的事實より獨立的に刑の宣告を辯護せんか爲めに客觀的有形の事實に依り其犯罪的集合結團體に感應せしめんことを期して已まされはなり立法者は此種の犯人社會の狀態に鑑み須らく其中堅を抜き其急所を擊破せざる可かず

(未完)

講

演

輸出獎勵と輸入防止に就て (承前)

農商務省商品陳列館長 鶴 見 左 吉 雄

第二に輸出獎勵に就てさういふ實業を尊ぶといふ觀念を懷くと同時に家庭に於て實業を成るべく獎勵する意味を以て時間を空費しないといふ考へになつて戴きたいと思ふ。我邦の婦人は随分時間を空費する人のやうに考へられるのであります。又婦人ばかりではない男も時間を空費する者が多いと思ふボンヤリ何もせずに時を費す者が多い。私は初めて歐羅巴へ渡る時分船へ乗つて見て感心致しましたのは一等室へ乗つて居る所の船客で子爵とか伯爵とかいふ爵位を有つて居る人の家族も大分同船致しましたが、其家族が朝食事が済んで「デツキ」へ出て來ると必ず手に小説か雑誌を持つて居る。これを見て居つて少し倦むと直ちにこれを止めて手仕事をやる。針仕事をやる者もあれば編物をする人もある何か仕事をして居る。日本の私共と共に乗船して居つた貴婦人方はどうかといふと書物も讀まな

い、無論針などを持ちもしない。唯だ茫然として「デッキ」の上を散歩して居るか居眠りをして居るかの多いやうでありました。私共は初めて船へ乗つて成程外國人は能く勉強するものであるといふことを感じたのであります。向ふへ行つて色々の人の家庭へ這入つて見ても時間を空費するといふことがない。散歩をするならば散歩をする。書物を読むならば書物を読む、何か仕事をする。何も仕事をするのがなければ靴下を編むとか他の編物などをして居ります、良い人の家庭でも皆これをやつて居るのであります。日本ではさういふやうな時間を空費するといふ傾きがまだ随分あるやうでありますから若しもさういふ家庭が假にあるとして少しの時間でも何か公の爲めになるやうに何とか遊ばない工夫をして戴きたいと思ふ。それに就ては或は慈善をする、或は公に貢獻する爲めに寄附金をする。或は手内職をするといふことがあるならば成るべくさういふことをやらせた方が宜しいと思ふ。婦人が慈善をするといひました所が日本の今の状態では自分の懐中より義捐するのでなく皆夫の懐から金を取つて出すのであります。斯ういふことは止めて。自分の手で本當に稼ぎ上げたものを公の慈善事業等に用ゆる風になりましたなれば誠に結構なことだと思ひます。若しも家庭に於て多少副業といふことが出来時間を空費しないで少しでも物を生産することが出来ればこれだけ其人の収益になりそれが國の収益になつて少しでも輸出品を殖やすやうにならうと思ふ。日本の輸出品の大多數は先刻

申上げた通り現在の状況では副業に依て造られた輸出品が甚だ多いのであります。副業といひますと農家なり其他のものの隙々にやつて居る徴々たる仕事でありますけれども之に依て生産されて居る品物が日本の國で貿易上重要な地位を占めて居るのであります。例へば麥稈經木眞田の如きも一千万圓以上の輸出をして居る。日本の一千万圓以上輸出して居るものは僅かに七つしかない。其中の一つを占めて居るのであります。此麥稈眞田、經木眞田、麻眞田は皆婦人が隙々にやつて居る仕事であります。又一番大關になつて居る生絲の如きも婦人の副業に依て出来て居る。或は刺繡であるとか「ブラシ」であるとか其他舉げ来りますれば却々輸出品の中で副業に依て出来る殊に婦人の手に依て出来るものが多いのであります。「ドロンウオーク」の如きも三百萬圓から輸出するのであります。是等の如きは家庭用の仕事として誠に綺麗なものであつて相當値段も高く賣れるのでありますから家庭に時間の餘裕のある所では之を奨励することは餘程必要であらうと思ふ。又麻眞田に就て好い機會でありますからチョット申上げて置きますが麻眞田は此三年程前までは僅に二十萬圓内外しか出なかつたのであります、それが昨年は八百萬圓程輸出したのであります。是等の商品は何等困難がなくて出来るものでありますから、唯だ麻を繋いでそれから機械でそれを編むと云ふ工程の單簡なものであります、是が大きな輸出品となつて居るのであります斯の如く徴々たる副業も決して忽せにすることは出

來ないものであります。英吉利で私が見た中で一寸感心したことがありました。それは倫敦に針仕事と家具の陳列館といふのがあります。其所に這入つて見ますと丁度今私の述べたやうな精神から出来たと思はれる色々の刺繡であるとか編物であるとか婦人の手内職で出来たやうなものが澤山列べてある。私の参りましたのは十二月の二十三日で丁度「クリスマス」の二日前でありましたが其所には自働車が来て居る。馬車が来て居るといふ非常な盛況でありました。其中へ這入つて見ますと立派な令夫人や御嬢様連中が其所へ澤山買物に来て居りまして贈物をするには其所の品物を買つて贈物にするといふ主義を執つて居るものと見える。是等はどうかして日本に移してやりたいと思つて此頃寄つてボットと相談して居るのであります。是まで副業とか手内職に就て一番困る問題はさういふものを生産するは宜いが出来た品物が賣れないのではないか、買つて呉れる人がないので困るといふ問題が多いのであります。是から先きは何とか工夫をして大きな仕組で賣る方法を講じたならば造る所は小さいものであつても組織をすれば大きくなるから相當の収益を以て此設備が出来てあらうと思つて此頃計畫して居るのであります。其如何なる品物が宜いかといふことは今日は餘り時間が長くなりますから申上げませぬが寧ろ是等に就て少しでも研究して見やう、彼が喋舌つたことに就て多少の理由があるといふ諸君にお考へがありましたならば願くは私共の管理して居る商品陳列館にお出で下さつて

彼所に列べてある品物を御覧下されたなればさういふ需要状況であるか、さういふ生産状況であるか、どうしたら出来るかといふやうなことは詳しくお分りになることが出来て其種類等も一々點示してありますから此所で數萬言を費すよりも直ちにお分りになるだらうと思ひます、是等に就ては説明を容みませぬから御遠慮なくお出で下さつて當局の者に説明を御要求を願ひたいと思ひます。輸出獎勵に就ては先づ是位にしておきまして第二に願ひたいのは即ち輸入防止であります。

輸入防止といふことは是は強制的にいへる話でありませぬ。必要なものならばどうしても輸入品を使はなければならぬのであります。日本に輸入品は却々多くございます。大抵は前に申上げた通り原料品であつて綿が一番澤山ある。其綿が殆ど二億圓足らすのものが昨年這入つて居りますがこれが綿糸となり綿布となり「メリヤス」となり靴下となり或は澤山の綿製品になつて更に海外に輸出するのでありますから、是は餘り心配はないか、一番困りますのは製造した品物が這入つて來ることが残念と思ふ。例へば羅紗の如きものは内地で出来たものを着て居つても済むに拘らず舶來のものを買ふことになるこそそれ大金を多く外國に拂はねばならぬ。製品の入品品を使ふことは一番經濟上不利益であります。是も日本で出来ないものならば仕方ありませんが今では殆ど先刻申上げました通り如何なる實

用品と雖も日本で出来ないものはないのであります。儘に今日どうしても日本で出来はいいものは寒
 冷紗であるとか染粉のやうなものに過ぎないのであります。殆ど大抵のものは日本で出来るやうにな
 つて参つたのであります。此等の品物も今日一々此所で例示をして斯いふうものが日本で出来る、其價
 は外國の製品と較べてどれ程の相違がある、どれ程安い、さうして耐久力は外國品に比してどれ程相
 違があるといふことは一々お話し申上げると大變御参考になつて宜いと思ひますけれども是又時間が
 餘り長くなりますから申上げませぬ。是も商品陳列館に於て悉く列べてありますから一時間なり二時
 間をお費し下されたら直に明瞭になると思ひます。一番譬への分り易いのは石鹼であります。石鹼の
 如きは誠に専門家からいひますと高い石鹼を使ふ必要がないのであります。一つ五圓する石鹼も一圓
 する石鹼も二十錢する石鹼も其石鹼の原質は少しも變らないのであります。唯だ何が故にさういふ値
 段に相違があるかと申しますと石鹼の中に入れる所の香料の値段が違ふのであつて、身體に効用を爲
 す所の關係は二十錢の石鹼も亦非常に高い石鹼も相違がないのであります。日本から海外に出す石鹼
 の高も既に七十萬圓からに上つて居る。これ位に日本の内地で石鹼が出来て海外へ出して居るにも拘
 らず海外の石鹼を使ふ人か中々多く、爲に化粧石鹼の如きも尙四十萬圓許り輸入せられて居ります。是
 等は一例でありますが斯ういふ風で内地の品物で實際間に合ふに拘らず海外に金を取られて居るは遺

憾の極點と思ふ。又一例を申上げますれば羅紗であります。羅紗の如きものも私の今若用して居る此洋
 服は全然和製のものであります。一見舶來品との區別がつかぬのであります。羅紗は綿物でも柄物
 でも今では日本の内地で立派なものが出来ます。是等は皆さん御承知のない方もあるかも知れませぬ
 が、さういふものも陳列館を御覽下されたならば直ちに明瞭になることでもありますから一々此所では
 品目に就て申上げませぬ。願くは少しのお暇がありましたならば其實物を御覽下されたならば大分御
 参考になることゝ信します

以上申述べました通り一方では輸出を奨励する爲めに品物を造る、實業を尊重するといふ觀念を心
 懸けさせる。さうして一方では成べく外國に支拂をするものを少なくする。さうして内地より外國へ
 支拂ふことを少なくすれば其結果は日本に於ける産業が勃興することになるのであります。即ち日本
 の工業も日本人がこれを澤山買つて呉れなければ日本人すら買つて呉れないものを海外へ輸出しても
 買つて呉れる氣遣ひがないのであります。工業の愛國心とでもいはなければならぬのであります。か
 ら、暫くの間は其品物が外國品と較べて見て少し位悪くても忍ばなければならぬ。例へば自分の家の
 子供が學校へ行つて御料理を習つて来る。家へ歸つて其お嬢さんが御料理をする。これを食べると初
 めの中は誠に不味い、矢張り細君の拵へた料理の方が旨いのであります。去ながらさういつて料理屋

能力者(十八歳以上)一〇、〇〇〇名に對して懲役四六、〇一名なりしが

一八九〇年より一八九一年に亘る年度 四、〇九名

一九〇〇年より一九〇一年に亘る年度 三、〇四名

一九一〇年より一九一一年に亘る年度 一、九五名

一九一一年より一九一二年に亘る年度 一、八四名

の割合を示し三十年間に於て遂に其數三分の一以下に減少せり如斯年を逐ひ懲役囚の減少する事實は社會に甚しく危害を及すべき犯罪の減退に基因せしものなるか又は法官の考量に寛大の傾を生ぜしによるものなるか單に此統計によりて斷定すること困難なりと雖も恐くば兩者相與りて力ありしものなるべし、法官は刑法の規定により懲役刑を科せざるを得ざる場合を除き自由刑の前科者に對してのみ該刑を科したることは事實にして此原則は久しく採用維持せられたり即ち一九〇〇年より一九〇一年に亘る年度に於ては新入監の懲役男囚の百分の八八、一五・同女囚の百分の七八、六八・一九一一年より一九一二年に亘る年度に於ては同男囚の百分の八八、〇六・同女囚の百分の七七、一五・は自由刑の前科者なり而して一九〇〇年より一九〇一年に亘る年度に於て該男囚の百分の七一、四七・該女囚の百分の六六、七一・一九一一年より一九一二年に亘る年度に於ては該男囚の百分の七四、二〇・該女囚の百分

の六三、二〇は三回以上の受刑者なり、一九一一年より一九一二年に亘る年度に於て新入監の懲役男囚四〇四七名中三五六四名は自由刑の前科者にして就中八九三名は三回乃至五回、一〇九五名は六回乃至十回、九六四名は十一回乃至三〇回、六九名は三一回以上の再犯者なり依て總囚の半數以上即二一〇名は已に六回若くは六回以上自由刑を科せられたるものなり此等六回以上の前科者は勿論三回乃至五回の前科者と雖も一般に在監中は長き規律的懲戒により出獄後は常に周到の保護によりてのみ良民の生活を回復せしめ得ることを其筋の統計之を説明せり然ども現行法規及裁判所の慣習に據り此等の犯罪者が短期の刑に處せらるゝ事は現今の事實なり、前記新入監の懲役男囚四〇四七名中一八一一名は二年以上の受刑者にして二年以上五年以下の者一四八二名、五年以上一〇年以下の者二七五名、一〇年以上一五年以下の者四二名、無期刑の者一二名なり而して二年未滿の二二三六名につきては一般に其刑罰が執行後に於て適法の生活を回復せしむる價值なく過半は四年未滿なる二年以上五年以下の受刑者についても亦甚しく多くの價值を見ず、又釋放懲役囚調査表によれば二二九七名の釋放男囚並に二一二名の釋放女囚は少くも三度自由刑(懲役、禁錮、懲治)を執行せられ内一回は短かくも六月以上の刑を執行せられしものにして上級司獄官會議に於ては該男囚中確實に再犯に陥るの虞ある者は二〇九三名、再犯の傾向ある者は一二八名、再犯に陥る虞なき者は七六名のみなりと決定し該女囚に

つきては其内再犯に陥る虞ある者は一八五名、再犯の傾向を有する者は二一名、全く再犯の虞なき者は六名のみなりと決定したり、以上の説明は刑事裁判官として留意すべき充分の價值ありて司獄官の經驗に照して刑罰量定の好指針たり

腸管の狹窄が異物(蛔虫、糞便)の鬱積により假性閉塞 を來せる患者の一例につきて

宮城 小野 豊 三 郎

患者、赤井澤某、大正元年九月十一日入監す年二十五歳

自覺症呼吸促迫、呼吸困難、を最多とし全身倦怠、食慾不振、便秘傾向時々發する腹痛、不眠等を主なるものとす

他覺症、外診上體格不良營養甚だしく衰へ羸瘦のため諸骨隆々たり顔貌は憔悴し貧血は僅微に存するも黃疸を見ず頬肉落ち鼻尖徒らに聳え恐怖の狀を現はす腹部は著しく膨滿し臍窩稍々存せり觸診、打診上胸部は前方第四肋骨、腋窩線第五肋骨、肩胛線第八肋骨に至る迄非鼓音を呈し

以下濁音なり、腹部を按するに中等度の硬度を有し腸管の蠕動、肝臓及び索狀物、腫瘍等を觸れず一般に膨隆し鼓音を呈するも恥骨縫擦上僅かに半濁音部を残す勿論波動等の存在なかりき聽診上胸部の非鼓音を呈する部は呼吸音粗裂にして鋭なるも乾濕羅音を聴取せず濁音界は只腹鳴の傳搬をきくのみ、腹部は雷鳴あるも限局性に發する特異の音を有せず

患者の遺傳的疾患として認むるものなし

本症の病歴を尋ぬるに本年五月中旬劇甚なる腹痛、發熱を來し嘔心、嘔吐あり、右臍骨窩に知覺過敏なる部を存せり當時地方醫の治療を受け稍々輕快せるも全治せず今日に至る

右は入監當時に診査尋問せる要點なり以上の症狀、主訴、病歴より案じ實地家は如何なる診斷を下さんとするか

一 結核性腹膜炎。原發性結核性腹膜炎として來ることの稀有なると及び病歴病症の相一致せざるを如何

二 十二指腸蟲の寄生か、羸瘦の甚だしきと貧血の僅微なると右鎖骨動脈の雜音欠損を如何

三 肝臓の疾患か。肝臓の異大異形腹水の欠損、黃疸、メヂナ靜脈の存在せざるを如何

四 ヒルシユスプング氏病か。何等該症に一致すべき症狀の存在せざるを如何

五 腸の重疊か、病歴に劇甚なる疼痛發熱嘔吐を來せりと云ふは稍該症に近きも目下の症狀甚だ輕微なるを如何

六 腸の狹窄閉鎖か。これとても第五の場合の如く左迄該症に疑を置くべき程度の症狀發見する能はざるを如何

七 内歇兒尼亞に網膜歇兒尼亞に疑を置かんとするも皆稀有の症なり

八 胃の異常擴張か。境界の正常にして只上方に轉位せるのみなるを如何

依つて先づ病歴と現症と稍近しと思はるゝ腸の狹窄にあるべきものと認定し爾來病監に入れ治療せり治療の經過を述べれば入監時の脈搏(六十二至)細少にして軟弱なるも正常なり、無熱、胸腹部症狀は前記の如く體重十二貫四百二十匁、服藥は緩下劑に健胃劑を施し食物は全部流動物を給與せり

十月三日、脈搏は百二十至細少頻數なるも正、腹部膨滿緊張硬固となり疼痛のため苦悶呻吟し冷汗流出、恐怖性顔貌を呈せり、食慾全欠、嘔心、僅微の粘液性嘔吐物を出せり依つて先づ刺戟性瀉腸を施し疼痛の緩解を求むべく莫比注射をなす。我れ思へらく本日迄に適當の服藥と攝生とを守らしむるも何等効を見ざるのみならず症狀増惡の傾向を有するにより他に疾患の所在を求めざるべからざるを。遇々腸管寄生虫殊に蛔虫、條虫の時として如斯症を誘起するを想起し糞便の検査を施する處ありしに

果して多數の蛔虫卵の存在を發見せり依つて早速(即ち十月三日)驅虫劑として綿馬エキス(普通使用せざるも)を服用せしめ次で正規の如くリチネ油の頓嚥せしめたるに後十時間にして便意を催し一塊の稍大なる固形物と次で二三の塊物とを便出せり、驚くべし最始便出せられたる糞塊こそ蛔虫十六條の纏繞よりなる一塊ならんとは

最も稀有として認めたりし腸管の狹窄が蛔虫のため假性閉鎖を來せるならんとの豫想は事實として効を奏し爾來患者は腹痛、嘔心腹部膨滿も食慾欠損も漸々消退し十月末日に至りては細少頻數なりし脉搏は充實緊張し滋養攝生を守らしめたる結果體重十三貫二百四十匁に増加し患者自ら就役を欲するより任意就業せしむることゝせり

只疑問とすべきは果して腸管の狹窄の存在するものとせば其の所在は何所ぞやの一事なり、前記症狀より見る時は何等其の所在を確知すべきの兆なく大凡病歴より察し發病時右腸骨窩に知覺過敏の部ありしにより該部に或は存在するにあらずやを思はしむるのみなり

然るに幸にも其の所在を略ぼ確然せしむるを得る好機に會せり即ち大正二年三月四日の午後なりき是れ迄何等異常なく就役せりし本患者は突然右腸骨窩部に劇甚なる疼痛を自覺し冷汗淋漓、苦悶呻吟す腹部は中等度の膨滿を呈し鼓音にして甚だしき雷鳴を存す、右腸骨窩には壓に對し知覺殊に過敏性に

して腫瘍物を觸る、因つて大凡盲腸部に該狹窄の存在するべきを診定し得べく先づ十分なる浣腸を施すと共に平臥安静を命ぜり

翌五日前日の浣腸に對し反應なきを認めリチネ油一五、〇の頓服をなさしむるに患者は症狀却つて増悪し苦悶呻吟、恐怖性顔貌に腹痛を來し何等好良症狀を認め難かりしも午後三時頃僅量の糞塊を排出せる以後少しく緩和せるやに見受くるも脈搏尙は細少頻數、冷汗の流出等消失せず只嘔吐嘔心の存在せざるは幸なりき

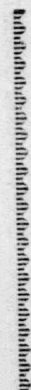
六日は前記症狀尙は少しく増進し患者の頬肉凹窪し鼻尖隆々、眼球陷没し昨日迄なかりし嘔心稍加はり稀薄流動液の僅微を吐出す、腹部の膨滿倍々増加し腹壁板の如し只右腸骨窩より臍部に渡り二條の膨隆物の索物狀に走れるは膨大せる腸管にして蠕動の存在を認め得べし肝臓、脾、腎、何れも上方に壓排せし肺の下縁上方に移轉す、數日來一回の便通もなきにより此の日刺戟浣腸にリチネ油の二回頓服を命じたるも反應なく叫哭流涕の苦悶の狀慘たるにより莫比注射を施し緩解に勉む七日は同症狀増加するのみならず最早高壓浣腸が外科的手術より外途なきを以て先づ高壓浣腸をなすことゝし莫比の注射により疼痛を緩解せしめ置き後仰臥位のものに直徑一cm長さ六十cmの挿入すべきゴム管と大なる灌注器と兩者を連結すべき管とを準備し始め微温湯四千瓦を注入し患者の耐ふる能ざるに至りて挿入

管を引き出せるに注入せる湯の三分の二位は大なる勢を以て流出せるも何等目ぼしき糞塊を發見せず依つて直ちに第二回の浣注を施したるに此度は大なるものにて拇指頭大位のもの二個小なるは無數流出し且つ一昨日滋養として授與せる卵の蛋白は消化せらるゝことなく凝固して排泄さる、第三回も第二回の如き糞塊を排出せるが以來患者の氣分甚だしく爽快となり緊張板の如き腹壁稍々弛緩し嘔心嘔吐を徐却し苦悶呻吟幸に消退するを得たり

依つて盲腸部に存在せる狹窄か糞塊のために假性閉塞を起せることを知るべく此處に不明なりし病症と不明なりし部位とを診斷確知するを得たり

以後患者に對し目下絶對的平臥安静を命じ矮和なる下劑に流動性滋養食物を給與し局所には温濕布法を勵行せしめ假性閉塞の再發を防止せんことを勉めつゝあるに日増良好の經過を取り腹壁弛緩し軟便の排泄日に三四行食慾も亢進し局所の疼痛、雷鳴消失せる等普通病者の如く敢て危懼するに及ばざる迄に立ち至れり

右一小實驗が幸に讀者の參考となるあらば幸甚なり焉



看守の體力と意志

尾 原 靜 乘

近頃國民の體力問題が大分八ヶ間敷なつて參りましたが如何にも體力問題は重要な問題であります諸君吾人が其の職務を遂行し行刑の目的を達するに付ても差當り必要なものは此の體力であります體軀劣弱なれば到底皆職務に堪へぬと思ひます。强健なる體軀ありて初めて此の難事業に當る事が出来ま

一 須らく米國民性の長所を學べ

世界各國の中で一番に體力の勝れてゐるのは米國々民であります先年尾崎前市長が米國を視察せられて歸來其の土産演説が各所で催されました其の時の談に「誠に肥滿した血色の良い而も強大なる米國國民を見慣れた眼で日本國民を見ると身體が概して矮少で顔色も亦た憔悴然として甚だみすばらしい

吾が國の前途を思ふと轉た寒心に堪へぬ將來國運の發展上に於ては大に國民の體力を養成せねばならぬ」と申されましたが如何にも同感至極であります

1 其の代表的人物の體軀を見よ

米國民が如何に優越なる體力を有するかは其の代表的人物に於ても明白で有る。時は昨年十月十四日選舉運動の眞最中、所は米國ミルウオーキー市に於ける出來事で有る。前大統領ルーズヴェルト卿は同日午後八時ミルウオーキー市の演説會場に趣かんとてホテルを出て自働車に乗られた其時突然社會黨の一兇漢が現はれてル氏を狙撃した。隨行員は驚いて禦者に命じて自働車を病院に急行せしめんとした、然るにル氏は之を肯せず直に演説會場に趣きハンカチを以て出血の場所を押へつゝ一時間餘の長演説をせられた、其の平然たる態度は平日と毫も異なる事なく聽者は何も其の出來事を氣付かなんたと云ふ事である、演説が終んでから病院に行て手術を受けられた。彈丸は胸部に命中し其の深さ三時に達し而も彈丸は内部に伏在して居た。醫師は手術を施して彈丸を抜き取り夫々手當を加へられた

然るにル氏は入院して休養もせず其の夜十一時三十分病院を辭し直に市俄古に向て出發せられた其態度が平日と殆んど異なる事が無かつたには何人も驚かざるを得なかつた。後で醫師達の談にル氏は有名な運動家だ從つて體軀も特別に出來て居る筋肉組織の如きも殆んど並外れてゐる、彼の分なれば彈

丸の一發位では別條が無いと曰はれたと云ふ事である。ナント堅固鐵の如き體軀では有りませんか如何にも羨望に堪へぬ體力で有る、吾人が若し斯る剛健無類の體力を得たらにんは随分思ひ切つた大事業も出來得るならんと思はるゝ。何を申すも人事先立つ者は堅固なる身體で有ります

○ 萬國競技會の結果を見よ

オリンピック萬國競技會即ち世界的大運動會は昨年六月二十九日瑞典ストックホルムに於て開場せられた、是れ實に世界各國の體力競争會で有る。此の世界的大競技會へ加盟參加せし者は英米日獨佛露等實に三十ヶ國の多きに達して居るナント盛んな者では有りませんか

其の開場式には瑞典の皇帝陛下皇后陛下を初めとし 露獨の各皇族殿下の御臨場あり瑞典皇太子殿下は體育に付ての御演説を遊ばされ又た各國の選手に對しては一々握手の榮を賜はつたと云ふ實に空前の盛典で有つた

日本からは委員として嘉納治五郎先生隨員として大森兵藏氏 選手として三島金栗の兩氏が出戦せられた、人も知る金栗四三。三島彌彦の兩氏は實に吾が國陸上運動界の横綱で有る而も一昨年十一月羽田に於て行はれたオリンピック競技豫選會の拔群者で有る

此の世界大運動會には各國より新聞記者及通信員を派遣した日本からは大阪毎日の木戸氏讀賣の大井

氏等出席せられたと云ふ事である而して日々行はるゝ競技の結果は電報にて一一各國に報道せられ全世界の耳目は是が爲に聳動した

此の世界的大運動會の結果は如何で有りましたか其の第一の勝利者が米人で第二が英國、第三が瑞典第四が獨逸と云ふ順序で有る、日本代表者は所期の目的を遂げず終に失敗に終つた、其原因は何か？無論體力の劣弱で有る「日本人の體力では逆も問題にならぬ」とは親しく出征せられた選手自らの慨談で有る

ハ 米國民強大の事由有二

其の一は先天的で所謂遺傳で有る父母の身體で強大で有つたから其の子の身體も強大と成つた、孫の子も順次強大と云ふ風で、遺傳の關係も大に有る、他の一原因は人爲的の工夫で有る、人爲其者も體力發展に頗る力らを爲して居る。米國民は一般衛生は勿論個人衛生も最も進歩し食物の適否、運動の方法は元より其他身體の保健上には多大の注意を拂ひつゝ有ると云ふ事である其一例を左に

病氣反對同盟會 米國アイオワ州に先年病氣反對同盟會と云ふ珍妙な會が組織された、續々入會者が出來て中々振つてると云ふ事である「凡そ人が病氣に罹るのは全く神經の所爲で一種の惡癖で有る」と云ふのが主義で會員たる者は誓て斯る惡風には感染せぬ 病床三日以上が罰金で長病二回以上が除

名と云ふ規約が結ばれて居る、如何にも滑稽な様で有るが事實保健上には随分効果が有ると云ふ事である朝思暮想にも體力の二字を忘れず是れが發展上にはアラユル人工を盡すに於ては結果の大に見るべきあるは理の當然で有る

却説看守の體力問題如何、是れ實に重要な問題で有る監獄の理想が追々實現されると良因は追々出て行く、残る者は兇漢不逞の惡徒計り。是に對待し是を適當に遇するに先づ要する者は剛健屈強なる體力で有る、體力と申したとて腕力主義を振り廻すのちや有りませぬが、強大なる體軀には何となく其所に一種の威重が現はれ、此の威重其者が平時能く無爲にして服せしめ、有事の其時は爰に體力の全能を發揮するので有る

二 精力、膽力、意志力に就て

精神の力を精力と名くる人が有る之を又た意志力と曰ふ人も有る又た單に心力とか膽力とかの名義を爲す人もあります、斯の如く或は『精力』と云ひ或は『心力』と云ひ或は『膽力』と云ひ或は『意志力』と云ふ。何れも名稱の立て場が違ひますから其の意義も多少異ります。然し今は是等を一一詳論をする暇が有りませぬから概括して述べようと思ひます身體の力を體力と云ふ以上は精神の力を精力とも神力とも云ひ得るで有りましょう。此の心の力を意志力の事、膽力の事として今はお話をする

ので有ります〔古語〕に謂はゆる『陽氣の發する所ろ金鐵を貫く』と又た寅と見て射た矢が岩を徹したと云ふ事もある是等は皆な意志の力即ち精神の力で有ります 心の力は無形なれども此の無形の心力は實に科學を超脱せる神妙不思議に驚くべき大勢力が有ります是を説明するに先づ學說次に實驗と致します

二 精神の力(學說)

心理學者福來博士は『精神の虚實』と云ふ名稱を用ひらるゝ吾人の精神に虚の時と實の時と有る虚の時には精神の力が殆んど無いが精神の實の時には精神に非常の力が有ると云ふので有る。其の虚とは精神の空の時で有る。其の實とは精神の充實して在る時の事で有ります。近い話しが子供の「ゴムマリ」でも内部に空氣が不足なれば飛び上る力が至て乏しいが、内部に空氣が充實すれば飛び上る力が非常に激しい。精神の球も丁度其の通りで空氣が十分に張りきつて有れば所謂精神の力が頗る強い。空氣が弛んで來れば精神の力が減じて來ると云ふ理屈で有る是に就て又た「弓の喩」を用ふる人も有るが理屈は同様で有る

嘗て加藤咄室氏の談に『豫期意向作用』と云ふ名稱を聞いた事が有ります。頗る面白い名稱と思ひます。相場師が今日は景氣が善い屹度當ると思ふて出掛けた日は妙に成功する、案じ／＼澁々手を出し

た時は必らず失敗すると云ふ。是れ皆な心理作用で有る。學生が試験に對するのも丁度此の通りで有る。誠に氣の持ち様と云ふ者は大切なもので有る。織田信長公が桶狭間の合戦の前に神詣を仕た事が有る、其時部下の者へ向て曰ふには「今ま私しが神前に投げる此の賽銭が連命の前兆で有る、裏面が出れば武運良しからずと思ふべし、最し表面が出れば必勝疑ひなし」と。斯く云ひ置て賽銭を威勢よく投げた、見事に錢の表面が現はれた、其時信長公は部下を勵まして武運最善必勝無疑と其時部下は何れも勇んで出征をしたと云ふ。果せる哉大に戦功を奏した。心理作用は即ち是れで有る。晴堂氏は是を豫期意向の作用と云はれた、斯の如く或は『精神の虚實』と云ひ或は『豫期意向の作用』と云ふ、名稱は異ふが歸着點は一つで有る即ち精神に不可思議の力を具有すると云ふに外ならぬ

ホ 精神の力(實驗)

(1) 猛火と意志力。四十二年の夏の頃と記憶して居ります神奈川縣鎌倉郡小坂村なる今泉不動尊の境内で「火渡」と云ふ頗る奇抜な催しがありましたが不動様は常に猛火を負つて居らるゝから不動様の弟子にでも成る積りで有つたかも知れぬ。村の若者が寄つて集つてイザ「火渡り」の修行だとして大騒ぎで有る裸體鉢巻腰に、縄、扮装は中々見事で有るがサテ炎々たる猛火の中へ「火渡り」となると容易に遣れる譯の者でない。其所へ一人の外人が現はれて「火渡り行」を希望した、群衆は好奇心の眼光

を以て一樣に注視した。今の外人は服裝を解くや否や炎火の中に飛び込み裸足で難なく火渡りの行を果した。見物人は驚嘆に堪へなかつたと云ふ事有る。此の外人こそ米國はペンシルヴァニア州ピツバーク市の住人で名高い神學者で有つたそうなる。後で新聞記者が訪問して如何にして火渡りの様な事が出来たかと尋ねた。氏は之に答へて其れは信仰の力と意志の力で有る。人は一種の信念を以て而も堅き意志を以て當れば何んな事でも出来る。火渡り行も其の一つである。剛健の精力を以て常に練習して遂に能く此の事を爲し得るに至つた」と曰はれた精神の力と云ふ者は誠に不可思議なもので有ります

(2) 電氣と意志力。電氣が電線を傳ふのが電流で有る。此の電流の度合を一ヴォルト乃至五ヴォルト十ヴォルトと申します。五十ヴォルトや百ヴォルトの電流に接觸したとて何の事も無いが三百五十ヴォルト以上の電流に接觸すればソレコン大變で必ず被害を受けると云ふ事です、然るに獨乙のイエリネック氏が堅き意志力を以て此の電流に抵抗して見た、其の結果遂に五百ヴォルトの電流に接觸しても何等被害なき實驗を得た。ドブロウルスリ氏は更に此の實驗を進めて見たが漸次好結果で遂に三千ヴォルトの電流に接觸し得るに至つた、然し此の事は學者間に多くの疑ひを招いた、乃て一日數名の電氣學者の立會を得て三千ヴォルトの電流の通つて居る電線を切斷して見事に手を以て之を握つた、

何等の被害も無かつた、此の實驗には何人も驚嘆せぬ者は無かつた、此の二例を引證して獨逸のフオルデン博士は同國の「自然科學週報」上に電氣作用と精神作用との關係を論じた、同博士曰く是は全くコチラの精神の働如何に由て出来る事である。偶然に電線に觸れれば必ず被害を受くるが。豫め期待して覺悟的に勇氣を奮つて之に向へば電流も或る程度迄は害を受けぬ。故に死をも恐れぬ強大なる意志^③力あるに於ては如何なる難事をも爲し遂げ得べしと。誠に精神の力は不可思議なもので有ります

(3) 猛獸と意志力 私に嘗て流水生の譯せる左の冒險談を讀んだ 或る遊獵家の一隊が連日狩り暮して一日は休息する事にした、仲間の中の一人K氏は休息するも惜いとて手輕な手槍を持つて單獨に進んだ。其の内に森間の空地に出た。狗ぐらいの子獅子が二匹でフザケて居る上に成り下に成りコロコロして居る、其の無邪氣に釣り込まれて遂に子獅子の遊び仲間と成つた 親獅子が穴に歸りて見るどハコ如何に二人の愛兒が居ない、乃て搜索の一聲とて所謂獅子の大吠をした、此の恐ろしい叫びを聞たK君の驚きは如何で有らう。さあ大變なり親獅子に見付かつては最後と逃げ出した、無邪氣な子獅子は追駈けて来る、一匹は左り足にからまる、一匹は右足に纏ると云ふ有様で、もう一足も思ふ様に運ばぬ、親獅子の叫びは次第々々に近付いて来る。忽ち最後の一聲が頭上に破裂したかと思ふと恐ろしい親獅子の相が眼前に現はれた。K君は最早や足迄也と覺悟を極めて全身の力を手槍に込め絶世

の眼光を以て身を固めた、獅子も恐ろしい眼光を放つて恐ろしい口を開いてK君に向つた、眼光と眼光と顔と顔 危機一髪とは此の時である、獅子は隙を狙ふてジリ／＼廻る、K君もジリ／＼廻る此間に子獅子はK君の足に噛り付く。血は容赦なく流れる子獅子は其れを舐める、一層一思ひに子獅子を蹴飛ばさんと思ふが其隙に親獅子の襲來は無論だと辛抱する、親獅子は隙を狙ひつゝK君を二週した、何時もK君は鞏固不動の姿勢で獅子の顔に向て居るので有る……

親獅子は遂に子獅子を呼んで茂れる森の彼方にノソリ／＼と身を隠した。今迄健氣に張り詰めて在つたK君の精神がヤレ／＼と思ふ途端 人事不省其場に倒れた

餘りにK君の歸りが遅いので仲間達が搜索に來て見れば此の始末である、種々介抱を受けたる事に依りて再び元氣に復したと云ふ事である精神の力意志の力が發現して猛獸と雖も遂に乗する事を能はざらしめた、意志の力は誠に偉大で有ります精神の力は實に不可思議なもので有ります

三 故に吾人の要する體力と心力

諸君私が今此の椅子を右より左に移すにも多少の力を要します、此の本を上昇するにも亦た多少の力を要します人生何事を爲すにも先づ要する者は力である力なくしては人事何物も爲す事は出来ませぬ、諸君吾人の任務は頗る重大なる任務である、社會の秩序を擾亂し良民を畏怖せしめた罪

四。而も多數の此惡漢を拘禁し是を適當に處遇し是に一定の業を授け是れが心事の改善を計る。誠に難事の中の難事で有ります、此の難事に當り適切に刑を執行し行刑の目的を達するには大に力らを要するので有ります、此の力を個人に就て言へば上に申し述べた體力と意志力とで有ります、吾人に於て此の二つの力を具備し得たならば如何なる難事にも當る事が出来る而も又た見事に初志を貫徹する事も出来る。故に常に此の點に注意し大に體力の養成と意志力の養成とに努めねばなりません(以上十二日講話會席上講演要旨也)



統計

統計

大正二年四月末日現在々監人員表

(△ハ減)

刑事被告人	男	女	計	前月末日現在		前年同月末日現在		前月比較		前年比較	
				現月末日	前月末日	現月末日	前月末日	増	減	増	減
受刑者	四、一九八	二、三三一	六、五二九	五、〇七二	四、六九六	△六四三	△二六七				
勞務場留置者	五七、一六三	二、八七一	六〇、〇三四	五九、〇四三	六一、四四〇	九九一	△一四〇六				
携帶兒	八一六	一一七	九三三	一、一一四	一、〇八四	△一八一	△一五一				
總計	六一、一二六	三、〇六三	六四、一八九	六四、三一八	六六、二九四	△一二九	△二、一〇五				
監獄	一、〇八六	一九〇	一、二七六	九七〇	一、〇〇三	三〇六	二七三				
留置場	六二、二二二	三、二五三	六五、四六五	六五、二八八	六七、二九七	△一七七	△一、八三二				

備考 内朝鮮人受刑者男二二人アリ
本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

刑事被告人

受刑者

計

清國	男	九	二七	三六
北米合衆國	同	一	一	一
佛蘭西	同	四	一	四
露國	同	一	二	三
總計	同	一四	三〇	四四

大正二年四月末日現在受刑者罪名表

(△減)

罪名	男	女	計	現月末日	前月同日	增減	前月比較	前年比較	本月刑者	前月比較
竊盜	二七、四八二	二、一六	二八、六〇八	二八、三五九	二八、五七二	△ 六二	△ 三六	二、〇四九	一四二	△ 一七
賭博及ヒ富藏	三、一七六	一〇	三、一八六	三、二四八	三、二一七	△ 六二	△ 一五	一、六二	△ 一八	△ 一七
詐欺及ヒ恐喝	五、二八三	一五八	五、四四一	五、二〇二	五、五九四	△ 一五	△ 三三	六五二	△ 一八	△ 一七
横領	七、一五二	二一八	七、三七〇	七、三〇〇	七、六九三	七〇	△ 三三	三七三	△ 一七	△ 一七
贓物ニ關ス	二、七五五	六九	二、八四四	二、七八〇	三、〇二六	六四	△ 八二	三三三	△ 一七	△ 一七
毀棄及ヒ隱匿	六〇四	七四	六七八	六六六	七五七	一二	△ 七九	九一	△ 一七	△ 一七
通貨偽造	七五	一一	七五	七二	一〇〇	三	△ 二五	六	△ 一七	△ 一七
文書、有價證券偽造	三一六	一一	三二七	三二八	三六〇	△ 一	△ 三三	一四	△ 一七	△ 一七
印章偽造	一、六五〇	三九	一、六八九	一、六八三	一、八二二	六	△ 一三	一七〇	△ 一七	△ 一七
偽證及ヒ誣告	一一四	二	一一六	一一二	二一八	四	△ 〇二	一四	△ 一七	△ 一七
重婚	一一六	四	一二〇	一一六	一七〇	四	△ 五〇	二二	△ 一七	△ 一七
強姦姦淫及ヒ	五二	五二	五二	五一	九〇	一	△ 三八	四	△ 一七	△ 一七
傷害	四一八	二七	四四五	四四〇	四〇五	五	△ 四〇	二五	△ 一七	△ 一七
殺人	一、五五一	二八	一、五七九	一、五七七	一、八七八	二	△ 二九	一三四	△ 一七	△ 一七
嬰兒殺	二、五六六	二一五	二、七八一	二、七九一	二、七五〇	△ 一〇	△ 三三	一四	△ 一七	△ 一七
逮捕及ヒ監禁	五八	一八六	二四四	二四七	二三四	△ 三	△ 一〇	一四	△ 一七	△ 一七
	一四	二	一六	二〇	二七	△ 四	△ 一一	三	△ 一七	△ 一七

[illegible]

大正二年四月末日現在在監人員監獄別表

(△減)

[illegible]

[illegible]

說

林

●犯罪と遺傳　遺傳と犯罪との關係に對する學者の研究は之を大別して二種となすことを得、一は隔世遺傳説(Atavismus)にして一は直接遺傳説なり

一、隔世遺傳説 ロンブロー氏が、一八七六年「人類學法律學及精神學より見たる犯罪人」に於て自己の研究を發表せし以來漸くこの隔世遺傳説に耳を傾くるに至れり、その大要を言へば氏は犯罪者の頭蓋骨に他の普通人のものとは一種特別なることを發見し之を生來的犯罪者と呼び、犯罪定型説を主唱し、之を説明するに野蠻人若しくは類人猿等と比較してよく類似せるを認め、遂に生來犯罪者の發生の説明として隔世の遺傳説を立つるに至れるなり、之と同時にホルザール氏及びベネデクト氏等も亦犯罪者の腦髓に就き研究し、精神能力は普通以下にして、野蠻人若しくは原人の再現したるものとせり是等の説に據れば犯罪者は進化の中斷せられたるもの又は兒童の状態に在るものとするなり而して犯罪者は只道德的に一種の野蠻人なりとの説を立つるあり又タルドの如くラカツサーマ氏の如くロンブロー氏一派の説に反對するあり、更に一方には犯罪者の隔世遺傳説を補正して立たんとする學者の出るあり、フェレロ氏の如き其一人にして同等隔世遺傳説即ち之れなり此説は特種なる

犯罪の性質を隔世遺傳に依りて得るにあらず、只原始時代の未開の性質其儘が隔世的に遺傳し來るものなりとするなり。

二、直接遺傳説 この説は親、近の關係にある祖先に於て遺傳的要素を捕へかくて犯罪行為に至りし所以を説明せんとするものにして兩者共其個體の一世代に於てのみ犯罪の原因を求めずして、遠く祖先に遡りて之を究めんとする點は隔世遺傳説と同様なり、然れども遺傳的關係が近親の間に於て觀察せらるゝを以て隔世遺傳説の場合よりも比較的接近せる關係を知ることを得、又理論上遺傳する割合が著しく多大なるは自然の結果なり

然れども多くの學者の研究はこれに幾分の眞理あることを證明せり、又精神病者の子孫と犯罪者との遺傳的關係は多くの學者によりて注意せられ、種々の統計其他の材料によりて精神病者の子孫には犯罪者の甚だ多きことを認められたり

其他に尙遺傳的に犯罪に關係する事實は甚だ多しされども今一々之を説かず

之を要するに吾人は犯罪と關係して這傳を考ふる場合には這傳的素因を其第二次的原因として犯罪行為の發生を觀察せんこの至當なる場合多し、而して所謂生來犯罪者の存在を肯定せんとする論者は此這傳的關係に根據を有するものにして、吾人は事實に於て先天的犯罪者と云ふべき性質のものを見ざるに非ざる之を何れも皆隔世這傳に依つて説明せんとするは稍々附會の

説たる如し

文學士寺田精一選(刑事法評論林第四卷第五六七號抄)

●自殺に就て ヲツセルマイエル氏は、自殺の百六十九例に就て報告したるが、その内九十名は男子にして、七十九名は女子なり。その自殺の種類は縊死最も多し。又女子は、毒を仰ぎ、自刃するを好み、これに反して女子は他の統計に反し溺死を選ばず。女子は一般に銃器を採らず、これに反して毒を以て自殺を選ぐる。その男子よりも多きことは、ヲツセルマイエル氏の例に於ても立證せられ、尙ほ歇斯的里は自殺を企つる危険の性格を有すれども、全く傷害の自殺を避くることは事實なり、而かも全く稀有なるにはあらず。遺傳的素因は、著者は精神病性男子の四三%、精神病性女子の六五%に於てこれを證明し、尙ほ飲酒家には、その五〇%に於て輕症癡呆及び歇斯的里性男子に於ては、その三〇%に於て及び歇斯的里性女子に於ては、その半数に於てこれを證明せり。近親者の自殺は、二三%に於て精神病性男子、一七%に於て精神病性女子、九%に於て飲酒家を證明せり。(A S抄)

●終身刑囚徒の心理 ミンステル大學法醫的精神病学講師テツペム氏は、社會學的及び心理學的の見地よりして七十名の殺人犯者につきて研究し、彼等が犯罪當時精神的に健康なりしものと假定し、一般に殺人犯者とは如何なるものなりや、その犯罪行為の原動力となりしものは何なりしやと研究し、終身刑囚徒の行狀、禁錮中の社會的使用、及び精神的暗黒の時期につきて敘述したり

テツペム氏は殺人犯者につきて、精神病の直接又は間接の遺傳的素因を四〇%に於て確證するを得、これを精神病的遺傳素因の最小價と做せり。殺人行為をなせるときまで社會的職業に従事せるもの五七・一%にして放逸度し難きもの四二・九%ありたり。また初犯者は三二・%、輕犯者四一・四%、累犯者二五・七%なる

常習の殺人犯は少ない。監獄に於て行狀不良なるものは初犯者の内四・五%、輕犯者の内一〇%、累犯者の内四〇%あり。前二者に於ては行狀不良なると同時に精神の疾患現はれ、累犯終身囚徒に於ては精神病の現はるゝこと遲しこの事實により、殺人行為がその生活史の第一の癡癡たる初犯者は、その前生及び刑罰の行狀により、行狀不良にして改悛の見込なき常習犯人より斷然區別し得べし。囚徒の大多數は刑罰の間に、精神病となるなり。

テツペム氏は尙終りに、終身囚徒は常に犯罪の醜態を認むるを得ざることを、及び其一部は刑罰を終へたる後善良なる國民に歸して職業を営むものにして、特赦の行はるゝ際には常に執行官の注意を促すべきを示せり。また改悛の見込なく危険性大にして絶へず監視を要するものに於ては、その行為及び人格を顧慮し、精神病の初發時を見免さるゝよう注意すること必要なりと述べたり。(人性)

●賣淫 アテンの詩人フイレモンが、立法者ソロンを頌せし句に曰く「君は、その身に、凡ての市民の感謝を擧め得り、君は國立娼家を建設したり、爾來、青年男子は、適當ならざる處に踏み迷ふなを要せず」と、ホラツが、品行嚴正なるケト一の言として傳ふるも

のあり、この言は、ケト一の知人が、娼家より出づるを見しとき、その知人に言ひしものなり、その言に曰く「君の爲すところは正し、若し默然望み、君を襲ふに當つては、君は彼處に趣かざるべからず、吾人の妻や娘や、君はこれを汚す勿れ、斯の如くして、古代に於ては、賣淫を以て、國家を維持する所以の一方方法なりとし、以て、性慾的慾望を、市民の妻女に向つて現はさしめたり

その故何如てふことは、人類を市民と奴隸に區分せることに説明せらる。奴隸は、四足獸に等しとせられ、ローマにては、牛、馬、驢馬と共に所有物 *res municipis* の中に數へられたり、又女性の奴隸は、アテンの國立娼家に於て用に供し、娼家の主たるローマ人は、これによりてその業を營みたり、然るに凡ての性慾的慾望が、物まで下落せる婦人によりて満足せらるゝの容易なる結果として、過度及び墮落を來し、次で一般の腐敗を生じ、世人が以て保護せんとしたる人々即ち市民の妻女も亦品行の腐敗を生ずるに至れり

されば、拒絶的思想は、既に異教的古代に於ても、不良なりと認められたり、然るにこの思想は、奴隸制度の存續、奴隸、大地所有權と共に、近く基督教時代にまでも及び、一千七百九十四年、プロシア諸國に於ける地權解放に至るまで存續したり、されば教父アウグスチンの著書中にも、「人類社會より、公定の賣淫業婦を去れ、汝は慾望によりて凡てを混惑せん」との文章あり、前世紀の初め、パリの醫師、バラン・デュシャターレーは曰く、「賣淫婦は、不潔物に對する水道なり、沈澱池たること必然なり」と

これが爲め、中世紀にても、多數の婦女をして賣淫を職業とせしめたり、而してかかる婦人は、その衣服及び市立の娼家に居住せざるべからざることによりて、これを一括したり、又これに租税を負擔せしめたると共に、一般に、權利と自由とを附與し、彼女等は、娼宴及び公宴に現はれ、花環を擧ぐるを得たり、又諸侯や皇帝の接待に招かれたり

その後一千七百九十四年の法律にて定めたることを見るに、曰く、「自己の肉體を以て職業を營まんことを欲するところの婦人は、國家の監督の下に立つところの娼家に赴かざるべからず」と、若くは、警察に屈出でたる後、所謂「日陰者」として、その職業の用に共する單獨の住家を借り受く、娼婦及び「日陰者」は「免許せられ」「特典を與へらる」「即ちその職業上の結果として生ずる淫行に對する處罰を免する」「特典を與へられたる儲蓄娼婦」といふことは、プロシア内務大臣は猶、一千八百四十三年の請願委員會にて述べしところ、「特許せられたる職業上の淫行」といふことは、一千八百五十三年のプロシア司法省公報の公文にもあり、免許若くは特典附與と同時に、豫防の任務に適當なるべき使命と禁止との責に任ず

一千七百九十四年の法律は、今日猶全ドイツに効力を有する法律にして、刑法のみは、一千八百五十一年に著しき變化を受けたる、この變化は、惡しき意味に於ける前後撞着を有す、即ち、凡ての賣娼及び住家はこの用に供すること處罰すると共に、一面に於ては、被特許者若くは被特典者の無罪を規定せしことこれなり

新く豫防思想の自ら持續せること、及びこれより生じたる規定は、中世紀に於て、品行の墮落を來したり、而してこの墮落は、異教の古代の狀態を想起せしむるものあり。市立娼家に於ける交際が、一般となり公然となりたり。ネルドリンゲンの娼家法にては、次の規定を設くるの已むを得ざるに至れり、曰く、僧侶及び既婚者は、晝間娼家に在るを得れども、夜間はそこにあるを許さず。僧侶及び俗界の有信者が、宗教會議のためマインツに赴き、フスを禁殺の刑に處したるとき、賣淫の殆ど盡くることなき一列が、同じくこれに赴きたるときは、確實に傳へらるることなり、一千四百四十七年に於ては、大僧正すらも、些の疑念を挿むことなく、娼婦及び賣淫婦の收入につきマインツ市と争ひたり、若し二個の突發事件即ち徴毒の發生——從來知られざりし病患の傳播に對する驚愕と、完教革命さが、第十五、第十六兩世紀の一轉機とならざりしならんには、墮落は、停止するところを知らざしならん、ドクトルマルチンルーテルは、ドイツに於ける嚆矢として豫防思想に反對して曰く、『賣淫婦と交るものは、妻女これを容れず』(シユメルテル述國家醫學會雜誌)



寄 書

格言に就て

伊 藤 生

監獄改良家の鼻祖たるジョン・ハワード氏歐洲諸國の各監獄を歴訪して白耳義の某監獄に到りし時羅馬クレメント法王の格言を掲げられたるを見て痛く之に感動せられたるは著名なる實話なりとす。夫れ格言は語簡にして意味長く所謂寸鐵人を殺すの概あり語簡なるが故に記憶し易く意味長きが故に人を感動せしむること深し而して格言は獨古典中之之れ有るのみにあらず俚諺中にも之れ有り幼時より讀覺へ又は聞習ひたるもの牢固拔く可らざる記憶と爲り確信と爲り信條と爲り知らず識らず吾人一生の道德的行爲の標準と爲るもの其幾何な

るを知らず是れ吾人の經驗のみに非して恐らくは何人も首肯する所なるべきを疑はざるなり。格言の罪囚感化上効力あるは見易き所なり曾て某監獄に於て格言を以て感化の利益たらしめんことを企て種々の方法手段を講し以て格言を罪囚の腦裡に印象せしむるに努力せり其結果年を経ずして滿期釋放者より典獄又は教誨師に寄せたる書翰中格言を書したるもの頗多く或は自己の境遇心事を説明するに格言を以てし或は自己處世の方針を格言に取り奮闘努力せりと陳へ或は人生の苦悶を格言に因りて慰藉しつゝありと云へるあり而して典獄は其企圖の徒爾ならざりしを見て欣喜せるを目撃せることありし。今日格言を工場に掲示せる監獄あるは往々吾人の見聞せる所なり然れども其或者は單に格言として形式的に之を掲示せらるゝに止まり職員之に對し

て何等の注意を拂はす囚人又之に相關せざるものゝ如く古今の金言玉語も空しく工場の方に寂寥として其餘影を残すものあり甚しきは心無き職員に厄介視せられて倉庫の一隅に束ねられたるもの無きにあらず斯の如くんは格言も感化上無意義に没了せられたるものと云ふて可なり豈に遺憾なしとせんや

抑罪因感化の手段方法固より多し必ずしも格言のみに期待すへきにあらず從て格言を揭示せされは之を謂ふの要無しと雖も苟も之を以て感化の具に供せんと欲するものあれば吾人は教誨師のみならず職員全體が行刑上妨げ無き限り有ゆる機會を利用し有ゆる手段方法を施し之を以て彼等罪囚の腦裏に印象せしめ牢固拔く可らざるに至らされは息まざる底の努力あるを要すべし格言の適切凱當なるものを選択し之を工場に揭示するのみに止ま

らす時々教誨にも訓示にも之を援用すべきは勿論書籍又は遵守事項の如き日常彼等の手にすべきものには其表紙の裏面に其格言の數種を書したる紙片を貼付し可成觸目に便にし又雨天其他運動を爲し難き日には職員監督の許に囚人各自をして之を暗誦せしむる等の手段を取り以て格言に就き確實なる記憶を與ふると同時に其意義を明瞭に了解せしめは感化上の効果鮮少ならざるべきを信す若し夫れ此に止まらず職員自身か能く格言の意義を了解し服膺し身を以て之を指導薰陶するの決心を有し彼等の常住坐臥をして格言の教ゆる所に依據せしむるに勉むるものありとせば更に其効果の偉大なるものあるべきを疑はざるなり

保護終了期に就て

原 胤 昭

生頃日時代の要求に促され甚だ不遜の至りなれども實驗を序列して「出獄人保護」と題し一書を起稿せり、孰れも實驗家の示教を仰ぐものなれども此に一節を摘録す

(1) 保護終了期 保護期間は如何なる時を以て終了期と爲す可きや余が從來方針とせる所は無期限にして年々の新收容者を總員に累計し總員の異動即ち居住の轉移(市内或は地方)死亡現住不明逃亡或は再犯等ある毎に之れを改算して年末の現在成績と爲せり而して此の方法を以て調査し來れば年々の統計上現住不明及び再犯の如きは追次其の數を加ふるものにして從つて保護の良成績を減すること著しきの觀あり然りと雖も之れを以て直に保護成績の良否と見るは勿論其の當を得たる者にあらず成績の眞價は如何に適當に收容者を保護救

済し得たりやの問題に存するものなり、故に右の如き觀察法は保護終了後數年を経過し保護事項に何等關係なき原因より生じたる犯罪及び現住不明をも混同して良成績を減殺し成績の光輝を没却するものなり再言すれば出獄人なるが故に社會より排斥せらるゝ等の原因にあらずして他の原因なる窮乏疾病或は營業の蹉跌等による不良成績を以て當初の成績價值を刪減するものと云ふべく成績の眞價に何等關係なきものなればなり

(2) 三種の保護期間 保護期間及び終了期は以上の如く主管者の方針に依て其の程度を異にせりと雖も大體に於て三種の區別を爲すを得べし即ち簡單に之を解釋すれば出獄後先づ就業の衣服を整へて活路に就かしむることにして本人の就業せる上は已に自活狀態に在るものなるが故に之れを再犯に陥らしめざるやう誘導するを以て保護終了と見

るも可ならん或は又進んで就業の適否を案じ勤怠を督し矯正感化を以て教導し貯金構家迎妻等新家庭を創成するに至るまで誘導するを終了と見るも亦た可ならん或は更に進んで余の方法の如く彼等の終生を監督誘導するを以て終了とするも亦た其の一なり

(3) 四期の變遷 千人統計の現在成績に就て再記すれば

良成績	(1)	現在自營者	五五九	百分の六九
	(2)	死亡者	一二六	
不良成績	(3)	現住不明者	一八八	百分の三一
	(4)	逃亡者	三四	
	(5)	再犯者	九三	

此の千人成績を四期に分て調査すれば左の如し

(1) 第一期出獄に際し兎に角生活するに足る職業に就かしめ或は歸國或は親族へ引き渡したるを保護終了と見做し保護所より逃亡したるを不

良成績と見て調査すれば

良成績百分の九六、六 不良成績百分の三、四

(現在就業) 九六六 逃 亡 三四

(2) 第二期 收容時より三ヶ年目を保護終了と見て調査すれば

良成績百分の七八、九 不良成績百分の二一、一

(現在就業) 七八九 現住不明 一一四

(逃 亡) 三四 再 犯 六三

(3) 第三期 收容時より五ヶ年目を保護終了と見て調査すれば

良成績百分の七五、五 不良成績百分の二四、五

(現在就業) 七五五 現住不明 一四〇

(逃 亡) 三四 再 犯 七一

(4) 第四期 收容時より十ヶ年目を保護終了と見て調査すれば

良成績百分の六八、五 不良成績百分の三一、五

(現在就業) 六八五 現住不明 一八八
(逃 亡) 三四 再 犯 九三

百分比例を再掲すれば

期 間 良成績 不良成績

(1) 第一期 初 年 九六、六 三、四

(2) 第二期 三年目 七八、九 二一、一

(3) 第三期 五年目 七五、五 二四、五

(4) 第四期 十年目 六八、五 三一、五

(4) 保護期間は三年か 如上の現象により考ふる時は余が方法の如く終生を見て年々の變化を統計し其の成績を表示するは事業の調査としては未だ適當と云ふ可からず余は情實の關聯より如斯き處置を爲し來り斯かる方針を執れりと雖も之れを一般事業として考查せば元より適當なる時期を保護期間と限定し其の期間を以て一終了期と爲し其の成績を調査するを適當と思考するものにして左記

の理由により余は之れを三年と限定するを最も適當と認めたり此の期間とは即ち保護期間にして寄宿期間に非ず

收容時の第一年間は職業の選擇練習及び社會生活に馴致する時代

收容の二年目は職業の確定し營業生計狀態に就き衣服夜具及び貯金等を準備する時代

收容の三年目は生計確定し構家迎妻し親族間の和解を爲し或は郷里に復還する時代

之れ等の關係あるを以て滿三ヶ年を保護終了期と定め各保護事業者は之れによりて成績の統計を示し歩調を一にして益本事業の研究に努力し其の効果を擧げんことを欲するものなり

(二)

女性生殖器官が精神障害の發生に關係あるを以て犯罪の成立にも一定の影響を及ぼすことがある英國の人類學者ヘブロック、エリスも其著書「犯罪人及び罪惡」に於て女性犯人の生殖器官の屢々病的變化を呈して居ることを述べ又た其月經の殆んど常に不規則であるか或は全く缺如せることを論じて居る、又たロンプロゾーの著「犯人及び賣笑婦としての女」にも有名なる女性犯人の多數が月經の異常を有し既に八九歳の幼年時代より月經を通じたことを書いてある、又た彼の大井憲太郎の有名なる朝鮮事件の共謀者たる景山英子の著「妾の半生涯」は政治的犯罪者たる自己の經歷を告白したるものなるが其第六章「生理上の一變象」に左の如く自白せり曰く妾の身體の普通ならずして牢獄にありし二十二歳の當時まで女子であるべき

月のものを知らざりしことなり、普通の女子は大抵十五歳前後より其物のあるものとぞ聞くに妾は常に母上の心配し給へるが如く生れ付男子の如く殺風景にて婦人のしほらしき風情とて露ほごもなく男子と漢籍の講筵に列して尙少しも羞と思ひしことなし、さるからに母上は妾の將來を氣遣のあまり時々妾の所爲を戒め給ひし程なれば幼友達の皆人に嫁して子を舉る頃となりても妾のみは未だ有るべき者をだに見ざるを知りて母上はいろいろに安からず若くは女にいふ石女の類にやと思ひ惱やみ玉ひき然るに今獄中にありて或日突然その事ありし時の驚きは今更に言ふ要なかるべし云々、獨逸の法學者ワインベルグ千九百七年刊行の「法學と精神學との境域問題」第六卷の紙上に公にした「女性犯罪に及ぼす生殖官能の影響」といへる論文中には同氏の親しく觀察した一女性犯人に就て

左記の如き事が記載されてある、それは三十歳の婦人でこれまで再三竊盜罪を犯したものであるが其既往の經歷を質してみると二十四歳頃までは正直勤勉で世の模範的婦人としても可なるほどの女性であつたが一旦卵巢の病に罹つて醫者に之を摘出して貰つてから俄然其性質一變して毒婦となり再三竊盜万引の罪を犯して牢獄に囚へらるゝようになつたと云ふのであるネッケの「女子に於ける犯罪と妄想」といへる一論文を讀むに女性犯人の精神狀態を精細に検査した結果として癲狂院に送つたものが二十乃至二十五%あつたと云ふことを記してあるが若し一步を進めて其生殖機能の方面を検査したならば其大部分のものに或は生殖機能の病的異常を看出したかも知れない月經時に於て女性犯罪の屢々行はるゝことは殆んど掩ふべからざる事實である、それは畢竟月經期に於ける卵巢

の刺激か遠く神経中枢に作用して其精神機能の變化異常を發起する結果で神経病性素質を有する者ばかりでなく全く平素健全なる人に在ても往々實驗せらるゝ所であることせり精神病に罹つて居る者に在ては尙ほ更のことでクラフトエービングは精神病に罹れる女子の月經時に其夫を殺害した實例を報告した又たツックは酒精中毒に罹れる一婦人が月經時に其娘を殺したことを記載したが健康なる女性に於ても月經の際には精神機能に多少の障礙を來たし幾分か自制力の減少するを免れない、それは月經時の女性が通常の時よりも催眠術にかゝり易いことを見ても明である、この事實に就ては夙にブルダッハの説いた所であるがクルーストンも月經時の女性は刺激に感應する性大となり自制力の僅微なることを記述してゐる此様な次第であるから自然に犯罪的行爲が起つてくるように

なるのである。ロンブローゾは警察官に抵抗した爲め拘引せられたる八十名の婦人中九名を除くの外は皆月經期のものであつたと云ふ事實を其著書に記載し又たソールは巴里に於て竊盜罪を犯したる五十六人の女子中三十五人は月經中の者であつたと述べたことがある。万引の如き罪惡が多くは月經時に行はるゝことはラケー等も論じたことで其著書「万引」中には月經時、妊娠時に於て精神の健全なる女性が昏朦状態となつて万引の罪を犯すことを説き之を以て一の病的行爲と認めて居る。又たレツプマンも「大商店に於ける竊盜」なる著書に於て月經の万引に及ばず影響を説き近年に至つてもグッテンは獨逸自然研究會第七十八回の例會に於て万引の責任能力のことに就て講演し同氏の親しく検査した万引女の殆んど總ては月經期にあるものたりしことを述べ斯る場合の万引女は責任能力

を有する者と認むべからざることを論じた、それから女子の放火犯其他の犯罪も月經時に行はるゝことが多い。ベルマンは十七歳の少女が月經期中に放火を企てたことを記した。又たフヒロインデクスは高等の神經病性婦人が月經の際性慾異常に興奮して同性の愛情を催ふし之を拒絶したる自己の女友を殺さんとした一例を記したことがある、月經時には精神機能の抑壓せられ鬱愛状態に陥ることあるの結果自殺を企つることが多い。クルーゲルスタインは百七人の自殺婦人に於て悉く月經の徵候ありしことを實驗した。又たヘルレルは自殺者の三十五、九%は月經時の者たりしことを報告した、

上述の如き次第であるからクラフトエービンの如きは月經時に於ける女性の精神の完全なることは法醫學上疑はしく、それ故月經時に行はれた犯

罪行爲に對しては刑を輕減すべく又た元來精神薄弱なる者が月經期に罪を犯した場合には當然其責任能力を問ふべき者で無いことを論じた、月經のみならず妊娠の際にも屢々犯罪的行爲が演ぜられる、これは決して一種特別の精神異常に基づくのではなく妊娠なる自體の變化に由て神經系統精神機關に異常の發起する結果で通常妊娠に於ける精神上の變化は第五ヶ月或は第六ヶ月より起るものである。妊娠に於ける犯罪的行爲は主として竊盜と暴行就中小兒殺害である、この事は既にグッテンの述べた所であるが佛國の文豪エミール、ゾラも其小説 *An bonheur des dames* に於て妊娠した一貴婦人の万引の罪を犯す状態を描寫したことがある。而してこゝに興味のあつたのは動物でも妊娠した場合には往々其子供を殺すことがあると云ふ事實である。ロンブローゾは一時其生兒を非常に可

愛がつて居た母猫が再び妊娠してから今までの態度が一變して子猫を嫌ふようになり遂に之を噛み殺したといふ事を記述した、

分娩後女子の産褥にある間にも精神異常を來たすこと多くクレベリンの説によれば女子の精神病の六八%は産褥時に起ると云ふ事である。而して産婦に見る所の犯罪行爲は主として生兒殺害でクレベリン及びホーへの述べた如く生兒を毒殺し或は絞め殺し又たは看護を怠たり營養物を與へずして死に陥らしむることである、これと畧ぼ同様の行爲が流産をした者にも演ぜられることはコワレウスキーの報告した所である、

右述べたような行爲に對して責任能力の存在を認めて嚴刑を科することがあつたとすれば、それは根本的に間違つた判決である、然るに千九百七年獨逸の某裁判所では或下婢が自分の生んだ子供の

漸く三週間經過せる者を毒殺せしに對し死刑の宣告を下したことがあつた此の如きは實に無法の判決で醫學の進歩した今日殆んど信すべからざることである、獨逸の如き國でさへ往々此様な無法の判決を下すことがあるのを觀ると吾邦に於て女性犯人に對する判決の程度が想ひやられるではないか

女性生殖腺たる卵巢の萎縮して生殖機能の停止する時期即ち更年期(四十五歳より五十歳許の間)になると精神生活の状態も多少變化してくるが就中刺激に逢つて著しく興奮し易くなる事はクラメ^ル等の論じて居る所であるされば更年期に達したる女性は誹謗罪を犯すことが多いヘーデルが獨逸にて千八百八十二年より千八百九十年間に亘つて誹謗罪を犯した婦人の年齢を調査した成績に依ると四十歳より五十歳迄のものが最も多かつたとい

ふことである其他自制力の減衰は更年期に於ける女性にも見る所でその結果竊盜萬引の如き罪を犯すに至ることがあるツールは自制力缺亡に因する萬引犯五十六名中十人の更年期の婦人を見たことがあつた

以上説き來つた所に徴して女性犯罪と生殖機能との間に一定の關係のあることが分かつたであらう冒頭に説いた如く女性の精神生活は生殖器關の方面より影響を受け之が爲めに支配せられて居るから生殖器關の異常變化は直ちに精神界に影響して犯罪的行爲を演ぜしむるようになるのであるされば女性犯人を取り扱ふ場合に於ては須く此點に注意せねばならぬ、

○ 病室内空氣清淨法 ^{Loeblich}氏は病室内の空氣を清潔ならしむる爲め用ふる噴霧器に付て報告せり、

その構造は大なる噴霧器より「フロ、ツオン」と稱する特殊の藥液を噴霧するなり「フロ、ツオン」は揮發油と樹脂とより成るものにして樹脂の酸化せらるゝによりて「オッオン」を生ず空氣中に飛散せる塵埃は速にこの液體の細沫に附着して除去せられ空氣は一種の香氣を帶ぶるに至る

○ 脂肪に乏しき魚肉は脂肪に富むものに比して消化し易し然ども魚の種類如何によりて必ずしも然るに非ず甚しく脂肪に富む魚肉と雖も之を焼くときは極めて消化し易くなる(P. schrumpf. Zisch. E. Phys. u. diät. therapie 1912. Nr. 7. 8.)

○ ロムブローゾー賞金 ロムブローゾー賞金(一チリン)は刑事人類學の領域に於ける卓越の業績又は著明の發明に對して贈與せらるべき筈にて一千

九百十四年ベストに開かるゝ第八回萬國刑事人類學會の席上にて當選者を發表すべしと云ふ應募者は世界國中何れの邦人なるを問はず(原稿は「タイブライター」にて認め、これを左記の委員中に送附すべしアシアツヘンブルク(ケルン)フォン、パログ(ベスト)フェルリ(ロース)、ハンス、クレルラ(ロボン)グムメル(ギヤン)、どうか當選は日本人にありたいと思ふ折角業績又は發明を發表せられたい余は監獄醫中其人あるを望むのである緊揮一番當てゝ見ようではないか)

○ 精神病者の解放(Dr. menckmüller allgemeine Zeitschrift für Psychiatrie 69. Bd. II. H.)

精神病者を病院より解放することは精神病院並に一般公衆にとりて重要な意義を有することにしてこは主として法律に牴觸し或は公衆に危険を及ぼ

す所の患者に於て實際上の問題となるものとす此の如き行爲の處罰せらるべきものたることは俗人にも解せらるべし如何となれば是多くは犯罪者と認められ而かも責任を負はすこと能はざるものに犯罪行爲をなすの機會を與ふるものにして且つ彼等は概してその無責任たることの宣告に依て新なる犯罪行爲に對する免許狀を携帯することを自覺せるが故に更に罪を犯し易くなるを以てなり而して政府の命令の下に精神病院に監守されたる人間を囚人中に數ふべきものなるや否やに付ては法曹家の見解を異にせるものあり

精神病院より患者を解放することの罰せらるべき期待は先づ他の疾病綱目との一致より之を離つて見ることに依て達せらるべし若し解放にして正規の刑法の下に置かれんことを欲せば總て此種の患者の解放は此の刑法條目の中に入れらるゝこと必

要なり囚人解放にして全く廢棄せらるべきものとすれば吾人は獨り公衆の危險の解放のみ將來に於て罰せられざるなからんことを望まざるを得ず

○

北米の社會衛生 米國にては街路の清潔を尙ぶの風實に盛んにして一昨年中街路に吐疹せしとの故を以て罰せられし者は八十市を合して三千四百二十一人の多數に上り又紐育よりカネー島の海水浴場に通ずる電車内にて略痰する者は一千圓の罰金か或は一ケ年の懲役に處せらるべしと云ふ以て如何に同國民が其清潔を重んずるかを知るべし尤も同市に在ては煤煙多きが爲め氣管を刺戟すること甚しく又好んで「ウキスキー」を傾け護謨砂糖を嘔むの風習あるが故に略痰も亦從て多きを致すならんも兎に角罰金の過重なるには驚くの外なし

宿舎「ホテル」の如きも衛生に注意する事深く近頃

にては客室毎に一浴槽を供へざれば旅客を呼ぶ能はざるの狀態なり又理髮師の如き一々消毒せし器具と殺菌せし水とを用ゆるに至れり又公園を重視すること紐育の如く大なるは恐らく他に其比を見ざるべく商給(年俸一萬圓)の植物學者(樹木外科醫)を備つて公園の樹木を増殖せしめ鬱蒼たる大森林を市の各所に作りつゝあり衛生上の進歩驚くの外なし外人の在監者を遇するに米國の衛生狀態を知らざるも不便なれば一瞥の價あるべきことと思ひ近況を記す

罪囚の群衆心理

富山監獄 三宅 了 照

過般帝都に燒打事件が起り其餘波が大阪神戸京都に迄傳播し同様な事があつた之れ群衆心理の力で

ある一體群衆心理とは如何なる事かルボン博士は群衆と云ふ意味を解して心理學上より見れば群衆なる語は或特殊の狀態の下に於て人々の集合は之を組織する各個人の性質とは全く異りたる新性質を表現するなり即個人的意識消滅し同一感情に趨り新に集合的意識を生ずるなりかゝる場合を云ふなりと故に普通人々の集合と云ふ丈では群衆とは申されぬ今其重なる特質を擧げて説明し罪囚の上に應用し罪囚の群衆心理と題し茲に研究旁愚説を述べて見やふ

(イ) 群衆は激昂し易き性質を有す

(ロ) 個人的意識の消滅

(ハ) 同一感情に趨る事

(ニ) 推理に乏しく假相に感じ易き事

(ホ) 暗示に依り傳染する事

右は自分に氣付いた性質のみ擧げたる者にして其

他種々あらうが今此等の特徴に就てのみ云はん(イ)
 (ロ)の性質は前に申した焼打事件の如く群衆が或
 状態の下に集合し同一思想に趨り激動の場合に充
 分其性質が発現する監獄に於ても時に依ると囚人
 が一致して暴行をなす時があるかゝる折には一二
 人の惡漢が他を煽動し事件を惹起するのである平
 素溫順なる初犯者でもかゝる折には誘惑され個人
 意識を消滅し亂暴を敢てするのである殊に囚人の
 性質は普通人よりも異り激しき性情の者もあれば
 かゝる騷擾を喜んで演せんとする者なり故に戒護
 者がかゝる暴行の起らぬ様平素注意せねばならぬ
 斯様な出来事が起るには遠因と近因とがありて遠
 因とは平素食料が不味いとか典獄の處置が如何と
 か看守が不公平だとか何とか云ふてつまり彼等の
 心中に處遇上に對し不平を懷き居る場合近因とは
 正しく平素の不平を爆發する直接機會の因なり故

に平素能く此邊を觀察し囚情に不平の起らぬ様典
 獄と囚人との間の意志相通する様取計はねばなら
 ぬ又群衆は推理に乏しく假相に感ずるとは假令へ
 ば澤山の聽衆を相手に演説する場合に道理や理屈
 を並べても餘り感動せぬ者である却て卑近な感情
 の事柄に感ずる者である又假相的現象に感ずると
 は彼の觀劇の場合の如く舞臺に於ける役者の假相
 的行爲に見物人が感泣する者である此點より考ふ
 るも工場杯に於て教訓畫を時々掲げて無言の感化
 を與へると云ふ事は随分有益な事と思ふ又總囚教
 誨にも餘り高尚なる論理に趨らず平易なる人情的
 方面に訴へて話をすれば感動も與へ效果もあると
 思ふ實に群衆は推理に乏しく形式的淺薄な事に捉
 はれ易き者である故に又群衆を支配するには一種
 の威嚴が必要である容貌の勇ましきとか體軀の偉
 大であるとか官服帶劍皆之看守が囚人を指揮する

點に於ての外形上の威嚴である進んで精神の上にも
 剛直なる威嚴を具備せざる可らず故に工場擔任
 者は可成此資格を有する者を撰定せざる可らず次
 に暗示に依り傳染するとは聽衆の一人が演説の折
 拍手すると多人數拍手するとか一人が欠伸すると
 次の人も欠伸するとか一人が感泣すると次の人も
 感泣するとか云ふ工合で皆模倣する者である故に
 總囚教誨杯にても一人が親の恩に感じて泣くと隣
 席の人も感じて泣く次第に感化の波が全體に
 及ぶと云ふ風になる故に集合教誨の席は實に大切
 であるから戒護者も注意し彼等の心の散亂せぬ様
 同一思想に赴く様努めねばならぬ又工場杯にも隨
 分暗示傳染が行はる假令へば犯則とか情苦とか談
 話とか面會とか其他種々の惡風が傳播する者であ
 る犯則の如きも一人が爲すと同一犯則が、數人の
 間に行はるゝ場合がある又一人が情苦を云ふて出

ると次の者も又次の者も云ふて出る又一方に雜談
 すると隣席の人も談話する様になり遂には工場全
 體に及ぶ様になる又教誨師が工場巡視する場合一
 人の者が立て面會すると次の者も又立て面會し續
 々として出て來る事がある一種の暗示的行爲があ
 る故に工場杯には教誨師に面會せぬ様にした方が
 よからうと思ふ左程の事に非ざる要事に時間をつ
 ぶす場合がある又善的方面を申さば一人が役業に
 勉勵せば隣の人も又隣の人も勉勵する様になる次
 第に全囚に及ぶ様になる故に仕方によりては科程
 の速力を進む事が出來ると思ふ假令へば仕事の
 充分出來る者をば前列に置き次第に其人の力
 量に比例して人數を配置し就業せしむれば皆之に
 倣ふて科程を勵む様になる之に反して側の一人が
 怠惰であると次の者も又次の者も之に倣ふて怠慢
 になる行狀の如きも二三善良の者が居れば同所

保 護

●愛知慈惠會近狀

に居る者皆之に倣ふて善良になる假令へば一人の者が敬禮するとか次の者も禮す一人禮せぬとかの者も禮をせぬ事は屢々見受ける事實である如是善惡共に傳染する者である故に戒護者は充分此點に注意し衆をして同一善良の方面に傾かしむる様努めねばならぬ監獄に依りて囚情の善良なる所と又惡しき所と其特質の出来るのは随分此暗示傳染に依る者と思ふ而かも此形作られたる舊來の風習は如何なる良典獄が来るも容易に改革は出來難き事と思ふ



本年一月中新たに保護人と爲したるもの二十七人なり其内名古屋本部に屬するもの十八人三河支部に屬するもの九人なり
又た保護場に收容し直接保護に付したるもの男七人にして間接保護に付したるものは男二十人なり
就中恩赦出獄人は拾貳人滿期釋放は十五人なり
恩赦出獄人にして歸住せしむべき家庭あるものは悉く幹事同行して其家庭に容らしめ親族故舊及隣佑等には特に

聖旨の忝なき事を傳示するに由り何れも天恩に感泣し身柄を引取るに俱に生計方法等をも講し本人をして前途を過らしめざる事を誓ひ居れり而して直接保護に付したるものは左の如し
神道 詐欺 取 財 二犯 某 三十歳

保

護

右は名古屋監獄に於て特赦に浴すと雖頼るへなく歸るに家なき可憐のものに屬す

同 竊 盜 五犯 岩 田 某 二十歳
同 二犯 恒 川 某 二十三歳
右二人は名古屋監獄に於て滿期釋放になりたるも父兄等は離散して住所不明に屬するもの

賭 博十四犯 松 井 某 四十歳
同 竊 盜 三犯 森 田 某 七十一歳
同 四犯 渡 邊 某 二十六歳
詐 欺 二犯 長 崎 某 三十歳
右四人は同監獄に於て滿期釋放になりたるも雖家庭不良にして且つ貧困又取るに業なきものに屬す以上七人は直接中新保證人に屬す
又間接保護に付したるものは左の如し

淨土宗 竊 盜 三犯 某 三十九歳
禪 宗 同 三犯 某 三十歳
同 詐 欺 三犯 某 五十五歳
同 竊 盜 三犯 某 三十二歳

眞 宗 強 盜 未 遂 初犯 某 二十二歳
同 横 領 五犯 某 三十四歳
同 同 二犯 某 三十歳
淨土宗 騷 擾 及 竊 盜 初犯 某 二十五歳
眞 宗 竊 盜 五犯 某 二十四歳
眞 宗 詐 欺 二犯 某 二十四歳
眞 宗 竊 盜 及 文書偽造行使初犯 某 二十歳
同 詐 欺 初犯 某 四十六歳
同 竊 盜 横 領 初犯 某 二十歳
同 通貨偽造行使 初犯 某 二十四歳
禪 宗 竊 盜 初犯 某 四十五歳
眞 宗 賭 博 二犯 某 三十歳
右十六人は名古屋監獄及同岡崎分監に於て恩赦に浴したるものにて何れも本會に引取り二泊若くは三泊せしめて其歸住地に幹事同行したるものなり又頭書に宗名を掲げたものは其教養を依託したる歸住地の檀那寺所屬宗派なり
詐 欺 横 領 初犯 渡 邊 某 二十八歳

竊 盜 二犯 許柳 某 三十四歲

右二人は岡崎分監に於て滿期釋放後歸郷せしめたるに刑餘の不信用は忽ち近隣の厭忌となり到底正業に就く能はず更に本會に保護就業を願ひ來りたるに由り三河支部保護場に宿泊せしめ前者は適當の傭主に依託し後者は某寺院の下男に雇使せらるることゝして間接に保護することゝ爲したり

岐阜監獄 橫 領 初犯 某 二十三歲
金澤監獄 竊 盜 四犯 某 四十二歲

右二人は頭書の監獄に於て恩赦に浴し愛知縣下に歸住するに由り其保護を本會に依託せられたるものなり

以上計二十人は間接中新保護人に屬す

又舍生にして其親族に和諧融和を議り身柄を引取らしめて本會の間接保護に移したるもの左の如し
舍 生 北 折 某 二十三歲

右は明治四十五年二月七日名古屋監獄に於て改悛の狀顯著に由り假出獄の恩典に浴し爾來保護場に

收容し職業に従事せしめたるに謹慎勉勵他の模範となる狀ありたり今回恩赦令に由り更に假出獄期間の特赦を被り深く

天恩の忝なきに感激し益々善行を勵むに由り本會に於ても會則に依りて善行證書並に賞金五拾錢授與する所となりたり之れか爲め從來毒蛇の如くに嫌ひ居りたる本人の親族等は共に歡迎する所となり遂に伯父の許に引取り職に就かしむ故に之を間接保護に付したり

舍 生 岩 室 某 二十五歲
舍 生 八 木 某 二十六歲

右二人は何れも自活の途立ちたるに由り別居せしめて適當の業を授け間接保護に移す

舍 生 田 邊 某 三十四歲

右は普通以上の教育を受けたるものにて深く前非を愧ぢ郷里に歸るを欲せず父兄も亦た其罪を憎み家庭に容るゝを許さず依て保護場に收容したるものなり

入舍以來は在監中の教誨を服膺し日夜業務に勉勵し其餘暇ある時は修養に怠らず常に

天恩を仰き佛恩に感謝するの狀ありたり舊冬以來宿病の襲ふ所となり到底業務に堪ゆる能はず依て其父兄に和諧交渉を纏め赤十字社病院に入り治療せしむることゝ爲したり

近日本會へ向け寄せ來りたる一節を舉れば左の如し

私か昨夏出獄歸宅後親戚より遠ざけられた時に自分は獨力家な飛出して社會の荒い波を切り通して成功を期し唯母の後助の力に何か始むる考てありましたか深夜熟考しますれば何事も心か土臺である今日迄何か爲に失敗したか意志弱きか故なり此薄志弱行を改むるには忍の一字ある忍と云ふことに就ては在監中に毎日曜に幾十回教誨の度必ず聽聞して居るから一層のこゝ慈悲會に入り佛恩に依て忍の一字を深く心に結び付けたい決心て入會後私は一度も口に出して稱名念佛は致しませぬ毎日職務に従事して居た時に一日に何十回と緊系か切れる度毎に念佛して居りました時に就く時毎夜借用した聖典を讀みます暫らくすると他の舍生は白河夜舟で四隣は静かでありますから正座して稱名念佛を一日の無事に終りし事翌日の平安を祈りました而

して幾多の湧出する情苦を忘れ喜んで居りました(中界)私は基督の子となる爲めに一度幼少の頃洗禮を受けた聖き神の子と稱せらるゝクリスチャンになりてさふして犯罪の爲に身心を汚かして神の御旨を汚し奉りたことを思ひ出す毎に冷汗か出る一度神の聖靈を汚したるものは再び救はれざる基督の教義に由り自分は今や神に捨てられて居る身である依て佛陀に救はれ安心の域に入らざれば私は一生全く浮まれないのでありますから極力信念を得る様に勤めて居るか未だ感謝の念佛を時々忘る之は私の爲らざる信仰でありますか時々安心の内より情苦が湧出しますと云ふが此時に忘るゝ感謝の念佛を廢た間も忘れない様に兒童か二六時中一分も母を忘れない様に私も佛さ云ふ聲ながら守り下さる親があることを一分も忘れたくないのであります(以下略す)

依て相當の教答を送り尙ほ間接に保護を爲すことゝせり以上計四人は直接より間接保護に移したるもの四人なり

又本支部に於て一時宿泊保護を爲したるもの四人なり

又名古屋監獄に於て恩赦に浴し他縣下に歸住するに由り停車場迄同行し無事歸郷せしめたるもの一人あり之は歸住地の保護會に保護を依託したるものなり

本月末目現在人員貳百九十三人なり其内直接男十八人間接男貳百五十四人女廿一人なり

又之を本支部に分ける時は名古屋本部に屬するもの男貳百四十

二人(内直接十八人) 女十八人三河支部に屬するもの男三十人
女三人なり
又本月中倉生にして品行方正業務勉勵に由り賞金を與へたるもの左の如し

二 等 賞

三 等 賞

又貯金を爲し得たるものは左の如し

金五圓八拾四錢
金參圓六拾參錢
金四圓拾四錢五厘
金參圓貳拾壹錢
金八拾六錢
金五圓五拾錢五厘
金貳圓五拾九錢
金貳拾錢
金四拾六錢五厘
金參拾七錢
金拾四錢
金參圓九拾壹錢五厘
金壹圓六拾八錢
合計金參拾貳圓五拾五錢

清水	山本	塚本	清水	深井	塚本	波邊	山本	金原	日野	岩田	恒川	松井	鈴木	藤田
某	某	某	某	某	某	某	某	某	某	某	某	某	某	某

内 譯
金四圓參拾九錢
金貳拾八圓拾六錢
本會補助金
倉生自分貯金

群馬縣聯合免囚保護會成る

前橋通信

聯合會協議會と免囚保護講演會狀況

我が群馬縣管内に於ける出獄人保護事業の狀況に就ては本誌を介し屢々報告したるが、既に宗教家團體に於て組織せられある免囚保護會の數は十六に達して居るのであつて、孰れも當事者の熱誠なる同情と活動とに依て着々と好成績を挙げつゝあるは感謝に堪へぬのである。只茲に遺憾とするのは未だ各保護會を連絡統一すべき完全なる機關の設けなき事之れである。尤も前橋市松竹院内に群馬縣中央保護會なるものを設けられてあるが之れは管内各保護會を統率すべき組織になつて居らぬので、主として保護會役員の集會場に充て若くは

各郡市へ歸住すべき出獄人を一時宿泊せしむる等の便宜に供せられ従て、専ら松竹院住職明峰榮泉氏が自費を以て經營されたのである、然るに今回監獄協會に於て中央保護會を設け全國免囚保護會を統率せらるゝ設備成りたるに就て、我が群馬縣内に於ける各保護會は擧つて中央保護會に加盟したるも、一面亦縣内各保護會の氣脈を通じ之を統一すべき機關なるべからずとして、當監渡邊典獄は從來設立しある群馬縣中央保護會主管者たる明峰榮泉氏に謀りたるに、氏も亦其必要を認め居る折柄なれば、自ら發起人となつて管内各保護會主管者を歴問し會同の結果茲に聯合保護會の組織を見るに至つたのである

▲聯合保護會設立協議會概況

○五月二十三日群馬縣聯合免囚保護會設立協議會を前橋監獄看守教習所に開く、各會を代表し出席したるは、群馬郡佛教協和會副會長外十一名の諸氏にして、事故の爲め缺席したるは多野各宗協會

外二ヶ所なりし

谷田監獄局長には當日來縣せられ本協議會に臨まるゝ筈であつたが、御用の都合に依り翌日來縣せらるべきこととなり本協議會に臨席の光榮を得なかつたのは一同の遺憾とする所であつた、然れども幸ひ元前橋地方裁判所の檢事正として、曾て群馬縣の免囚保護事業の經營に付指導せられたる河西博文氏が中央保護會の代表者として臨席せられ、更に當聯合保護會の爲め指導せらるゝ所多かりしは一同感謝して居るのである。

午後二時開會、先づ

▽渡邊典獄

本縣に於ける免囚保護事業なるものは他に卒先組織せられ、其效果の見るべきあるは偏に諸君が時勢の要求に投せられたる先見の明ありしと、一面亦熱誠なる活動の結果に外ならぬのである。と述べ次で聯合會設立の必要なる事由と此協議會を開催するの順序とに及び更に御手許に配付し置きたる規程案に付、宜く御審議あつて本

會の成立に努められんことを望みますと結ばれて後河西博文氏を紹介ありたり

▽河西博文氏 今日谷田監獄局長閣下、差支の爲めに私に其代理として出席することになつたのは誠に私の光榮とする處であります。此多忙なる養蠶季節なるに拘はらず、各位の御出席ありしは典獄及び發起者たる明峰君の御盡力に依るとは云へ諸君が斯業に御熱心の然らしむる處と存するの爲め邦家の爲め慶賀の至りであります（之れより聯合機關の必要なる理由を詳述せられ、本日の御會同は機宜に適したる御催しであつて感謝の至りに堪へません云々次で保護事業經營上資金の必要なること、及び其調査方法に付有益なる實驗談ありしも略之）

發起者明峰榮泉氏は、典獄の委囑を受け本會發起の任に當りし次第に付詳述し、次で本會議事整理の爲め座長選舉の事を會員に諮る、一同異議なく座長の選舉を行ひしに、群馬郡佛教協和會代表者

たる大瀧卓雄氏に當選し氏は座長席に就く、是れより本會規程案を付議したるに、橋本國太、月門慈憲、内野俊亮、柳田弘道、白金教宗の諸氏より質問あり、番外員渡邊典獄より詳細なる説明あり結局原案の通り可決し群馬縣聯合免囚保護會は茲に成立したり

夫より役員の選舉に移り鶴牧得之氏外三名を理事に挙げ又本會の顧問として群馬縣知事、同内務部長、同警察部長、前橋地方裁判所長、同檢事正、前橋監獄典獄、本縣貴族院議員、本縣選出衆議院議員全員、縣會正副議長を推薦することに決し閉會せり

▲出獄人保護講演會概況

○二十四日谷田監獄局長、河西前檢事正の臨場を乞ひ群馬縣會議事堂に出獄人保護講演會を開催せり、谷田監獄局長には當日午前十一時五十六分着橋、午後一時會場に臨まれたり、來會者は群馬縣管内各保護會員、縣廳各高等官、裁判所長、檢事

正、外判檢事、郡市長、各警察署長、各辯護士、代議士、縣會議員、教育家、其他特志家等無慮五百名と註せらる、谷田監獄官長は一般公衆に對する講演會開會前各保護會員たる宗教家一同（約百名）を別室に集め、政府が出獄人保護經營に對する方針、出獄人保護の方法、事業經營者としての宗教家の心得等に付或は學理上より或は實際的に又は外國の實例等を挙げ説明せられ、右終て公衆に對する講演に移りたり

午後二時出獄人保護講演會開會

▽河西博文氏 には當群馬縣は天下に卒先して免囚保護事業に着手し各縣に其範を示すに至りたることより、將來此事業の益々必要なること、犯罪者は漸次増加の傾向にして犯罪防遏の爲年々二十萬圓の國費を要すること、當縣に就ても犯罪防遏費と犯罪被害額を合すれば七十萬圓に達し之れを人口に割當れば一人に付年々約一圓の負擔に及ぶこと、一縣七十萬圓を要すれば全國約三千五百萬

圓となるべし、若し犯罪絶滅の目的を達し得ば優に行政整理以上の金額を生し得ること等を説明せられ、進んで我日本に於ける財政の現況を示し一般聽衆に反省を與へ、此際國費減少を畫策するは焦眉の急務なるを述べ更に轉して免囚保護なるものは國民一般が全力を注がざるべからざること、殊に宗教家に對しては此方面に努力せらるること之れが釋尊の教に叶ふ所以なることを述べらる、次に

▽谷田監獄官長には 免囚保護事業は社會的刑事

事業なる事より説き起され、而して刑事事業なるものは犯罪を減少し若くは之れを撲滅するを以て目的とするところ、犯罪は宗教家、醫學心理學者法律家各其立場に依て其定義は異なるも、社會政策上より見れば社會的病的現象なること、及び其實例に付詳述せられ、要するに犯罪は有形的無形的に社會に痛苦を與ふる者にして、流行的傳染性を有し而かも慢性的なることに言及せられ、去れば一人

の免囚を助けて歸善せしむるを得ば其後起るべき幾十の犯罪を撲滅し得たると同様である云々、斯る性質なれば國家としても犯罪撲滅の事柄は歴史に遡つて見ても第一着手である、法律の第一歩も犯罪を鎮壓する刑法であると示され、此制度の發達する國は即ち文明國で而して犯罪を防遏するところが國家の本務で、殖産工業又は之れに關連する事柄は敢て國家の力を待たずとも發達せしむることが出来る云々、轉じて犯罪に依り國家の負擔する損害等に付詳述せられ、又曰く、犯罪の事たり人耳を蔽ふて之れを聞くを欲せざるも犯罪を減少すること文明諸國の大なる政治問題にして又最も大なる人道宗教の問題たり、諸君は是等の先覺者として免囚保護事業を經營せられんとするは我國の爲め、又人道の爲め喜ぶべき事なり云々、更に語を進められて、犯罪の多くは社會的境遇に依り生ずるものなり、故に社會一般が自ら進んで犯罪の依て生ずる原因を除却するに努めざるべからざる

ること、犯罪防遏は我國に於て目下の急務なること、之れは國家の機關に一任すべき問題にあらざること、諸君は免囚者の爲め他縣に卒先して此事業に指を染められたる先覺者なれば、今後益々奮勵し日本の模範ともなり、進んでは外國に其例を示すと云ふ迄發達せしめて貰ひたい云々と述べられ聴衆一同傾聴敬服し頗る感動した、次に
▽群馬縣警察部長岸本康通氏には、先づ會員に向つて今回聯合團體を組織し秩序ある鞏固なる會の下に歩調を一つにして益々斯業に盡瘁するを謝し轉じて本縣保護事業の發達狀況に付説明せられ、次に犯罪撲滅の手段方法として、警察に従事する者は犯罪の豫防を以て第一期とし、犯罪を検舉して之れに制裁を加へ懲戒するを以て第二期とす、而して警察の働きの活動し能はざるものなるに依り、犯罪を未發に防止し若くは犯人を感化遷善せしむる事は單に警察の力にのみ依頼すべからざる

即ち宗教家、慈善家、篤志家總ての人の助力を乞はずんば其目的を達し難し云々、刑餘者は同情すべく擯斥すべからざる理由に付事例を擧げて説明せられ、就中僧侶諸君は宗教に關する職務を有するに依り、生きながら邪道に陥らんとする彼等を救済せらるゝは崇高なる諸君の天職なり云々、夫より刑罰の目的又は免囚保護事業の性質に付説明せられ、罪囚亦良心の閃く所あり、諸君の熱誠に依り感化遷善の實を擧ぐるに難からざるべし云々、最後に、私は縣として諸君と共に今回谷田監獄局長閣下が御多忙の折柄なるに拘はらず御出縣あつて有益なる御講話を承つたことを感謝す、諸君亦十分なる成績を擧げ今日の御話に答ふる所あらんこと切に希望す云々と述べらる

附記す、群馬縣聯合免囚保護會規程は左の通りである

群馬縣聯合免囚保護會規程

第一條 本會は群馬縣内に於て出獄人保護事業を經營する團體を以て組織し相提携して斯業の改良發達を計るを以て目的とす

本會の事務を處理する爲め事務所を前橋監獄所在地に置く

第二條 本會は出獄人保護に關し常に前橋監獄と相協力し聯合各保護會の事業を監察し保護上諸般の便宜を講ずる外其事業を定むること左の如し

一 聯合各保護會の請求に依り出獄者保護に關する諸般の調査を爲し又は必要に應じ地方保護會に屬する出獄者を一時宿泊せしむること

二 關係官廳、中央保護會並に他管内保護機關等に對し群馬縣保護會を代表して意見を陳へ又は交渉聯絡の便を圖ること

第三條 本會の事務を監督處理する爲め左の役員

を置く

一 理事

四名

二 評議員

若干名

三 書記

一名

前項の外顧問若干名を置くことを得但顧問は保護事業の爲め特に功勞ありたる者若くは斯業に經驗ある者に評議員會の決議に依り之を囑託す

第四條 理事の内一名は常務理事とし監獄所在地保護會員中より其他の理事は評議員中より評議員會之を推薦す

評議員は聯合各保護會に於て當該會員中より一名宛推薦し之に充つ

第五條 顧問及理事、評議員は名譽職として書記には相當手當を給す、但理事の任期は三年とす

第六條 常務理事は本會に關する一切の事務を掌理す

其他の理事は常務理事に屬する常務を補佐す常務理事事故あるときは之を代理す

書記は常務理事之を指名し理事の命を受け庶務に従事す

第七條 評議員會は定期會及臨時會の二種とす

定期會は毎年三月之を開き本會の會計其他の各事務に付理事之か報告を爲し及其經費の豫算並決算を議決す

臨時會は理事會の決議に依り又は聯合各保護會過半数以上より請求ありたるとき臨時之を開く

第八條 評議員會の會長は開會の都度之を互選す評議員會の議事は過半数に依り之を決す可否同數なるときは會長之を決す

評議員會は評議員半数以上出席するにあられは開會することを得す

第九條 本會の經費は聯合各保護會の負擔とす保護獎勵金の交付ありたるときは本會の經費に充て剩餘あるときは聯合各保護會の費用を補給す

千葉縣下に於ける保護

組合 其二

千葉縣下に於ては各宗協會の設立に係る保護組合ありて其二月までに監獄に届出ありし分は本誌第四號に掲載する所ありしが今回屋山典獄より更に第二回の報告ありしものは左の如し

名 稱	所在地	組合區域	主管者
八柱村慈濟會	東葛飾郡八柱村	八柱村	湯淺 道太郎
免因保護組合	印旛郡船穂村	船穂村	小林 隆淵
多古町慈濟會	香取郡多古村	多古村	伊藤 太助
慈 教 會	長生郡高根本郷村	高根本郷村	御千 栄
慈 教 會	同郡鶴枝村	鶴枝村	櫻井 照應
慈 教 會	同郡豐田村	豐田村	神田 日光
慈 教 會	同郡日吉村	日吉村	池本 日選
慈 教 會	同郡瑞澤村	瑞澤村	高田 慶貫
慈 教 會	同郡上湊村	上湊村	酒井 秋宗
市東村慈濟會	市原郡市東村	市東村	元風 平藏
佛教慈濟會	安房郡富浦村	富浦村	八東村
正 善 會	同郡丸村	丸村	原野 要道

大分縣東國東郡南部の保護事業

護事業

大分縣に於ては先年來佛教各宗派僧侶に依り保護事業を經營せられ既に縣下二十七箇の保護會ありて斯業の發展しあるは人の知る所なりしが今回東國東郡南部西武藏村外五箇町村各宗二十箇寺の住職は同し免因保護の目的を以て國東郡協和會なるものを組織し大に活動せんとの見込にて五月十三日其發會式を同郡安岐村實際寺に於て舉行せしに有志家慈善家の賛成尠からず盛會なりしと大分通信に見えたり

岡山縣上房郡一圓の保護事業

岡山縣上房郡一圓の寺院住職並に篤志家は今回興仁會を創設せり其目的は主として出獄人保護事業を經營するにあり其本部事務所は當分の間同郡役

彙報

●バラチフス患者の發生

小菅監獄に於て懲役八年刑執行中なりし鳥取縣鳥取市御弓町四十五番次壹番屋敷米澤善知明治二十年三月生は本月五日發病病監に收容治療中の處其病症に就き疑を存しつゝありしが同月十五日診斷の上愈バラチフスと確定したるより同監獄にては直に之を避病監に隔離收容し病監其他に就き嚴密なる豫防消毒を施行したり其原因及経路に關しては取調中なれども他へ傳染の模様は更に之れ無しと

●前途を悲觀して縊死す

安濃津監獄に拘禁中なる刑事被告人三重縣名賀郡瀧川村大字長屋五十八番地梅山長太郎明治十三年十月生は豫て強盜犯にて懲役五年の處刑を受け之



所内に置き郡内四箇所の地を撰ひて之に各支部を設け本支部相應して活動せんとするにあり又保護の方法は檀信徒にして入監したるときは當該寺院住職は本人の出獄後之れが監督の責に任し再犯を防ぐにありと云ふ今其會則を一閱するに其第二條に曰はく本會は 先帝陛下御聖德報恩紀念の爲め特に出獄人を保護し併せて感化救濟地方改良の事業に従事すとありされは與仁會設立の動機並に將來の抱負與に社會一般の信用と同情とを喚起するに足るべし

彙

報

に不服控訴中の者なりしが五月十三日午前五時頃居房前に於て貯水器並洗面器及食器入箱等を積重ね之を踏臺とし着用の綿ネル襯衣を裂きて結束し之を頸部に纏ひて縊死したり巡回中の看守之を認知するや看守長に急報し時を移さず應急手當を加へたるも遂に蘇生せざりし其原因は知ること能はざるも入監後の狀況より推測すれば多分前途を悲觀して此に至りたるものならんと云ふ

●又縊死

鳥取縣西伯郡境町千五百七十六番地平民著述業西村昌明治二十三年八月生は殺人罪に依り死刑の處刑を受け東京監獄に拘禁中なりし處五月十六日午前六時五十分頃看守の隙を窺ひて黒メリンス兵兒帶を以て居房裏窓鐵格子に掛け縊死を遂けたり發見後直に之を解卸し人工呼吸を施し一面監獄醫の來診を求め引續き應急手當を加へたるも遂に蘇生せしむるを得ざりしと

●司法省監獄公文

司法省文庶第九三一號

監獄

本年司法省會監甲第九五號監獄會計事務章程第百條ニ依り保管證書保管主任ノ用フル印章ハ「某監獄若ハ某監獄某分監保管證書保管主任印」ト彫刻シ調製ノ上ハ印鑑届出ヘシ

但シ寸法ハ明治三十一年閣令第五號ニ依リ字體ハ篆書ヲ用ヒ認メ易キヲ要ス且字數ノ都及ニ依リ「之」ノ字ヲ加フルモ妨ナシ

右訓令ス

大正二年五月十九日

司法大臣 松田正久

司法省文庶第九三二號

監獄

本年勅令第七七號ヲ以テ典獄補ノ職ヲ置カレ候ニ付テハ其印章ハ「典獄補印」ト彫刻シ調製ノ上ハ印鑑届出ヘシ

但シ寸法ハ明治三十一年閣令第五號ニ依リ字體ハ篆書ヲ用ヒ認メ易キヲ要ス

右訓令ス

大正二年五月十九日

司法大臣 松田正久

司法省監甲第四一〇號

典獄ハ警察官署附屬ノ留置場ニ在ル受刑者又ハ勞務場留置者ニ付

↑

慶職
 東京監獄詰ナ命ス
 宮城監獄詰ナ命ス
 静岡監獄詰ナ命ス
 静岡監獄賃濱松分監長ナ命ス
 小宮監獄詰ナ命ス(五級)
 同上(八級)
 任看守長(七級)
 市谷監獄詰ナ命ス
 任看守長(七級)
 東京監獄詰ナ命ス

（八王子）監長 看守長	齋藤 慶三
（仙臺分）監長 同	齋藤 德衛
（濱松分）監長 同	伊賀吉太郎
（静岡）同	今川 頼一
（奈良）同	渡邊 播太郎
監獄局 雇	島田 銀太郎
司法屬	吉川 一江
司法屬 辻	敬 助

(松山)同	石田甚太郎
(水戸)同	橋本寅次郎



會
報

●茶話會例會

例に依て通常茶話會は五月十日(第二土曜日)午後一時半より本會講堂に於て開催此日寺田文學士及谷田局長の講話あることゝ會員堂に滿つ先づ文學士寺田精一氏は累犯と題する下に於て諄々講演を爲したるが累犯の種類に就ては竊盜の範圍に限局し而かも出獄後より犯罪を繰返すまでの行爲に就てのみ話すことゝし第一出獄後犯數を累ぬるに従ひ惡事を爲すもの多くなること第二出獄後犯罪を重ねるものと年齢とにより如何なる割合に於て惡事を爲すか、第三累犯は二十五歳以下に重しと爲し其理由としては心神の一變する時即ち動き易き爲なりと斷じ、第四出獄せる月と累犯との關係に就き四月より八月までに出獄せしもの最も速く惡事を爲す這是勞働に適應せざる時期なると、變

[illegible]

橫濱監獄詰ヲ命ス
浦和監獄詰ヲ命ス
復職
福岡監獄詰ヲ命ス
秋田監獄詰ヲ命ス
任看守長(六級)
千葉監獄詰ヲ命ス
任監獄通譯(六級)
神戸監獄詰ヲ命ス

答)

(通

(同) 同	景山榮志	(大館)分監長	佐藤 信道	元看守長	白井從義	光通譯	關 萬藏	(橫濱)監獄技手	阿部 傳吉	岸山甚太郎	村木市郎	武石伴治	山口傳一	葛西定吉	木村覺三郎	竹田谷八	矢島龜吉	石丸喜作	寺島住江	蓮尾福藏	赤城三郎	(神戶)同	(京都)同	(長野)同	(新潟)同	(宮城)同	(函館)同	(長崎)同	(大阪兼贈川)同	(小管)同	(果嶋)同	(橫濱)監獄技手	(同) 同	(休職前橋)同
-------	------	---------	-------	------	------	-----	------	----------	-------	-------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----------	-------	-------	----------	-------	---------

金參圓	教誨師	堀川	那須寂湛(同)	金六圓	看守	同	若山松次郎(同)
金六圓	看守長	膳所	中山亮吉(同)	金五圓	同	同	柴津太吉(同)
金四圓	同	同	和田一松(同)	金六圓	同	同	鈴木武久(同)
金參圓	女監取締	同	後藤玉三郎(同)	金五圓	同	同	齊藤源造(同)
金參圓	看守	同	本多備子(同)	金參圓	同	同	川田嘉藤太(同)
金六圓	看守長	熊本	川畑今朝太郎(同)	金參圓	同	同	龜山判治郎(同)
金七圓	看守	同	吉田省三(同)	金參圓	同	同	住谷留吉(同)
金參圓	看守	同	安藤門記(同)	金參圓	女監取締	同	倉島かつ(同)
金七圓	看守長	富山	野村源太郎(同)	金七圓	看守長	同	宮崎
金參圓	看守長	同	岩井芳之助(同)	金參圓	看守	山口	荒川祐亮(同)
金四圓	同	同	稻垣銀太郎(同)	金參圓	同	同	湯淺芳治(同)
金四圓	同	同	小林鎮三郎(同)	金參圓	同	同	鹽見庸輔(同)
金四圓	教誨師	京都	羽溪履信(同)	金五圓	看守長	岐阜	愛甲長藏(同)
金四圓	看守長	同	洲澤豐郷(同)	金四圓	同	同	澤田龜造(同)
金四圓	同	同	渡邊元太郎(同)	金七圓	同	福島	福島幸太郎(同)
金四圓	同	同	佐藤半兵衛(同)	金參圓	同	同	田中文次郎(同)
金參圓	看守	同	松岡吉之助(同)	金四圓	看守	長崎	有浦伊三郎(同)
金參圓	同	同	小林文次郎(同)	金參圓	看守	同	豐島嘉吉(同)
金參圓	監獄醫	福井	河合久(同)	金參圓	同	松山	澤田岩代(同)
金四圓	看守長	前橋	石島興(同)	金參圓	同	岐阜	大西久太郎(同)
金七圓	同	同	土屋清夫(同)	金七圓	同	同	河合五八(同)
金七圓	同	同	岩井末吉(同)	金參圓	同	同	後藤岡吉(同)

金六圓	看守長	同	新美 鶴吉(同)	金參圓	看守	長崎
金參圓	看守	前橋	故遠 輝友平遺族	金參圓	同	同
金六圓	同	同	故遠 藤繁太郎(死亡)	金參圓	同	佐藤 卯六(同)
金七圓	同	十勝	故竹林正多	金參圓	藝劑師	光州
金拾四圓	同	前橋	故月吉新吉遺族	金七圓	看守	松山
金拾參圓	同	膳所	遠藤 定吉(死亡)	金七圓	同	和歌山
金參圓	同	臺中	横田 彌曾次(退職)	金七圓	女監取締	同
金參圓	同	同	肥後 淺彦(同)	金參圓	看守長	同
金參圓	同	同	金子 重吉(同)	金五圓	監獄醫	大分
金四圓	同	佐賀	岸本 増太郎(同)	金五圓	教誨師	同
金四圓	同	同	古川 清次郎(同)	金七圓	看守	同
金參圓	同	同	小野 今吉(同)	金七圓	同	同
金參圓	同	同	成富 之夫(同)	金參圓	同	同
金四圓	看守長	同	桑原 淺吉(同)	金七圓	同	同
金四圓	看守	福井	荒木 專一(同)	金七圓	同	同
金五圓	女監取締	同	北川 浩一(同)	金參圓	同	水戸
金參圓	看守	同	慶増 カル(同)	金參圓	同	同
金參圓	同	佐賀	横尾 兵三(同)	金七圓	監獄醫	同
金四圓	同	同	古瀬 正俊(同)	金九圓	同	堀川
金參圓	同	同	小西 行江(同)	金五圓	看守長	同
金參圓	同	同	永瀬 直一郎(同)	金五圓	同	同
金七圓	看守長	甲府	倉永 辰治(同)	金四圓	同	同
			近藤 直定(同)	金參圓	同	同
						靜木 靜男(同)

金五圓	同	長島貴代治(同)	金四圓	同	岡幸之助(同)
金六圓	同	茅野恒因(同)	金五圓	看守長	徳久龜市(同)
金參圓	同	大洞松太郎(同)	金四圓	同	角田重美(同)
金五圓	看守長	高谷嘉太郎(同)	金七圓	看守	橋口兼愛(同)
金六圓	同	牛島德三郎(同)	金四圓	同	塚田仙藏(同)
金五圓	同	金田忠保(同)	金參圓	同	久永政一(同)
金四圓	看守	玉内立三(同)	金七圓	看守長	十河政一(同)
金七圓	同	新谷政吉(同)	金三圓	同	鈴木伊藏(同)
金參圓	看守長	齋藤實篤(同)	金參圓	同	龜山鈴太郎(同)
金四圓	看守	吉岡保次(同)	金參圓	同	鈴木鐵之介(同)
金五圓	看守長	奈具乙松(同)	金參圓	同	市東内藏吉(同)
金參圓	同	佐々木祐智(同)	金九圓	同	故加藤庄次郎(同)
金拾圓	同	藤田繁榮(同)	金六圓	看守長	小倉吉次郎(同)
金四圓	同	近藤忠義(退職)	金五圓	同	宮川晴吉(同)
金五圓	同	飯淵泰三郎(同)	金四圓	同	鬼塚安之進(同)
金四圓	同	神貞庸(同)	金參圓	同	手塚胞五郎(同)
金三圓	看守	齋藤久助(同)	金五圓	同	福島五次郎(同)
金參圓	同	波邊銳三(同)	金參圓	同	佐久間武男(同)
金四圓	同	關梯次(同)	金參圓	同	吉田友理(同)
金四圓	同	石原大二郎(同)	金參圓	同	朝井清(同)
金參圓	同		金參圓	同	小野寺運五郎(同)
金參圓	同		金參圓	同	日高萬次郎(同)

金參圓 看守 同 守文七郎(退職)
金參圓 同 鹿村兼五郎(同)

●練習所生徒の監獄參觀

去月二十四日監獄官練習所生徒は伊藤主事引率の許に巢鴨監獄を參觀せしが同日午後一時一同應接室に參集するや茶菓の饗應を受け坪井典獄より有益なる談話あり次て總員を三組に別ち典獄並に坂井戒護主任等の案内にて監房工場等を觀覽し懇切なる説明を受けて一同午後三時に至り引揚げたりと云ふ

●加盟保護會協議並講演

會

中央保護會にては本月下旬を期し全國同盟保護代表者を會し協議旁講演會を開催する筈の趣前號の本誌に掲載せしが右は諸種の都合ありて來月中旬まで延期することゝなりたり

●理事豐野氏他二氏の退任

監獄事務官豐野胤珍氏並に典獄藤澤正啓千石學の兩氏は過般來相繼て斯界より勇退せられし處三氏共に本會理事として盡力せられ殊に藤澤氏は本會創立以來委員或は理事として多年の功績あり又豐野氏は明治四十一年來庶務部長の任に當り直接會務に執掌せられ其功績著しきのありしに今般退官と與に理事をも退任せらるゝに至りたるは本會の最も遺憾とする所なり尤も三氏とも將來とても永く會員として直接間接に本會の爲め援助せらるゝ筈なるは聊か吾人の意を強ふするに足るものありと謂ふべし本會は茲に特に三氏に對し敬意を表し併せて其健康を祈る

●會費拂込上の注意

會費を振替貯金に拂込まるゝ場合別に郵便葉書等を以て何月分會費會員幾名と書し通知せらるゝ向

往々之有るも右は無用の手數たるに過ぎず振替貯金拂込用紙裏面にある通信文記載欄内へ前の事項を記し現金と與に郵便局へ差出さるれば可なり又本會に於て振替貯金に加入したるは主として會員諸君の便利を計りたるにあれば銀行へ拂込のある地方を格別として其他は可成廣く振替貯金に拂込まれんことを乞ふ

●其後の加盟保護會

神奈川縣佛教慈悲總會
群馬縣聯合免因保護會
那須佛教慈悲會
德島授產會
茨城縣出獄人保護團體
河北佛教傳道會
大二義塾

● 寄贈及交換冊子

慈善主義

東京同

社

慈航
慈德
高知慈善衛生新報
教海一瀾
法律日日
法律新聞
慈善
人性
國家醫學會雜誌
軍醫團雜誌
成人
十全會雜誌
救濟
統計學雜誌
警察協會雜誌
軍事警察雜誌
京都法學會雜誌
法學協會雜誌
法學志林
神經學會雜誌
政友
法典記事
辯護士協會錄事
臺灣月報

臺灣	同	同	東 京	同	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	金 澤	東 京	東 京	東 京	東 京	高 知	神 奈 川	福 島
同	同	法	立	同	法	同	同	同	同	大谷派慈善協會	求道學會	同	陸軍醫院	同	同	慈善協會	慈善團	
社	會	曹	政友會	會	政大學會	會	部會	會	同	同	會	會	會	會	會	會	會	

法學士廣中佐兵衛述

貧民制度並救濟事業

實費金貳拾錢
郵稅金四錢

本書ハ著者多年意ヲ社會救濟事業ノ研究ニ潜メ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ編述セシモノニシテ世間未タ此種ノ著書ニ乏シ因テ當協會ハ氏ニ請フテ之ヲ印刷ニ附シ實費ヲ以テ同好ノ士ニ頒ツ苟モ慈善救濟事業ニ志アルノ人士ハ勿論警察監獄ノ官吏並ニ免因保護事業ニ從事セラル、諸君ハ一本ヲ備ヘテ參考ニ資セラレンコトヲ

發行所

監獄協會

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口坐
番號
東京貳五〇五九番

加入者
氏名
監獄協會

監獄協會雜誌廣告料(毎月十日ノ切)

壹頁半頁

拾五圓八圓

但每號掲載スル特約者ニハ特別割引ヲ爲ス

大正二年六月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京府豊多摩郡大久保町大字
編輯人 伊藤 俊光
印刷所 東京市四谷區愛住町二番地
印刷所 東京市麹町區下六番町十七番地
發行所 東京市麹町區西日比谷町壹番地
電話新橋壹六八番
監獄協會
賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地
東京書院